地震編資料6 災害時における業務協力に関する資料

2 災害時における	5業務協力	
平成11年3月4日	災害時における業務協力に関す	塩竈市長と
	る協定(地震編資料 6 - 1)	(有)中央交通
平成11年3月12日	災害時における業務協力に関す	塩竈市長と
	る協定(地震編資料 6 - 2)	(財) 塩釜市シルバー人材センター
平成17年2月24日	大規模地震時における避難所応	塩竈市長と
	急危険度判定に関する協定の締結	(社)宮城県建築士会まつしま支部
	(地震編資料6-3)	
平成16年4月14日	緊急時における災害放送等に関	塩竈市長と
	する協定(地震編資料6-4)	塩釜ケーブルテレビ㈱
平成18年7月25日	災害時における応急復旧活動等	塩竈市長と
	に関する協定(地震編資料6-5)	仙塩地区管工事業協同組合
平成20年2月19日	大規模災害時における応急対策	塩竈市長と
	業務に関する協定	塩竈市災害防止協力会及び塩釜建設
	(地震編資料6-6)	協議会
平成20年3月27日	電力設備災害復旧に関する協定	2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、
	(地震編資料6-7)	七ヶ浜町、利府町)と
		東北電力ネットワーク株式会社
平成20年10月20日	災害時におけるレンタル機材の	塩竈市長と
	提供に関する協定	株式会社レンタルのニッケン仙台営
	(地震編資料6-8)	業所長
平成21年3月30日	退職者災害時給水支援協定	塩竈市長と塩竈市水友会
	(地震編資料6-9)	
平成27年2月18日	緊急時における災害放送等に関	塩竈市長と
	する協定(地震編資料6-10)	エフエムベイエリア(株)
		(平成16年4月14日締結内容含め再締 結)
平成28年4月15日	災害時におけるLPガスの供給	くろしおLPガス協議会、一般社団法
	等に関する協定(地震編資料6-	人宮城県LPガス協会
	11)	
令和3年4月9日	災害に係る情報発信等に関する	ヤフー株式会社
	協定(地震編資料6-12)	
令和4年7月11 日	大規模災害時における応急対策	塩竈市災害対策協議会
	業務に関する協定(地震編資料6-	
	13)	

地震編資料6-1 災害時における業務協力に関する協定

(有限会社中央交通)

塩竈市(以下「甲」という。)と有限会社中央交通(以下「乙」という。)は、災害が市内に発生し 又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における住民生活の安定を図るための業務協 力に関し、必要な事項を定めるため協定を締結する。

(業務の種類)

- 第1条 災害時に、乙が甲に対して協力する業務は次のとおりとする。
 - (1) 民間救急サービス車による患者等搬送業務
 - (2) その他協力可能な業務

(協力要請)

第2条 災害時において、甲が業務協力を必要とする場合は、甲は乙に業務協力を要請することができる。

(要請の受諾)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務協力について積極的に努めるものとする。

(費用)

第4条 前条の規定により乙が行う業務協力については無償とする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度 甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定の保有)

第6条 この協定を証するため、本書2通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

(施行期日)

第7条 この協定は、平成11年3月4日から施行する。

平成11年 3月 4日

- 甲 塩竈市長 三 升 正 直
- 乙 有限会社中央交通 代表取締役 菅原周二

地震編資料6-2 災害時における業務協力に関する協定 (社団法人塩釜市シルバー人材センター)

塩竈市(以下「甲」という。)と社団法人塩釜市シルバー人材センター(以下「乙」という。)は、 災害が市内に発生し又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)における住民生活の安定 を図るための業務協力に関し、必要な事項を定めるため協定を締結する。

(業務の種類)

- 第2条 災害時に、乙が甲に対して協力する業務は次のとおりとする。
 - (1) 仮設トイレの設置業務
 - (2) その他協力可能な業務

(協力要請)

第2条 災害時において、甲が業務協力を必要とする場合は、甲は乙に業務協力を要請することができる。

(要請の受諾)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務協力について積極的に努めるものとする。

(費用)

第4条 前条の規定により乙が行う業務協力の費用の内、人件費を除くものについては、甲が負担するものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項については、その都度 甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定の保有)

第6条 この協定を証するため、本書2通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

(施行期日)

第7条 この協定は、平成11年3月12日から施行する。

平成11年 3月12日

甲 塩竈市長 三 升 正 直乙 社団法人塩釜市シルバー人材センター理事長 桜 井 真

地震編資料6-3 大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定 ((社) 宮城県建築士会まつしま支部)

大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定書

塩竈市(以下「甲」という。)と社団法人宮城県建築士会塩釜支部(以下「乙」という。)とは、塩竈市避難所運営マニュアルに基づき、大規模地震等が発生した場合の避難所の開設にあたり、応急危険度判定業務の実施に関し次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模地震時における甲が管理する拠点避難所 (14ヶ所) の開設にあたり、余震等による 2 次災害を防止するために実施する応急危険 度判定業務に関する基本事項を定め、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は前条の目的を達成するため、応急危険度判定を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請する。
- 2 乙は要請があったときは、甲に協力するものとする。

(損害補償等)

第3条 第2条の規定により、応急危険度判定に従事したものが業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合の損害補償は、 塩竈市災害派遣手当及び災害応急措置業務従事者損害補償条例(昭和38年 塩竈市条例第20号)の例によるものとする。

(効力)

- 第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。
- 2 有効期間は、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合は、1年を単位として更に延長するものとする。

(協議事項)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、 その都度甲・乙協議して定めるものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 その1通を保有する。

平成17年2月24日

甲 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長

佐藤

乙 塩竈市花立町11番20号(菅原工務店内)

社団法人 宮城県建築士会塩釜支部

支部長

地震編資料6-4 緊急時における災害放送等に関する協定書 (塩釜ケーブルテレビ(株))

緊急時における災害放送等に関する協定書

塩 竈 市 塩釜ケーブルテレビ株式会社

緊急時における災害放送等に関する協定書

塩竈市(以下「甲」という。)と塩釜ケーブルテレビ株式会社(以下「乙」という。)は緊急時における災害放送等について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、塩竈市地域防災計画に基づき、災害等緊急時の広報についての協力体制を確立するものであり、以って市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(緊急放送)

- 第2条 甲は、前条の目的のため緊急に発信する必要があると判断した情報 については、乙に緊急放送を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を緊急があると認めたときは、一般の放送に優先して 要請に協力するものとする。

(放送費用)

第3条 この協定に基づく、緊急の災害放送等に係る費用については、無償 とする。ただし、緊急放送の時間が長時間になる場合は、甲と乙が協議す るものとする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲 乙協議のうえ決定するものとする。 この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各自 1通を保有するものとする。

平成16年4月14日

甲 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長





乙 塩竈市尾島町27番23号 塩釜ケーブルテレビ株式会社 取締役社長



地震編資料 6 - 5 災害時における応急復旧活動等に関する協定 塩竈市長と仙塩地区管工事業協同組合

災害時における応急復旧活動等に関する協定書

4

仙塩地区管工事業協同組合 塩 竈 市 水 道 部

災害時における応急復旧活動等に関する協定書

塩竈市水道部 塩竈市長 佐藤 昭(以下「甲」という。)と仙塩地区管工事業 協同組合理事長 清野 薫(以下「乙」という。)とは、地震及びその他の災害(以 下「災害」という。)による水道施設の被害発生時の応急給水及び応急復旧活動等 (以下「応急復旧活動」という)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により甲の水道施設が被災したとき、甲の要請に 基づき、乙が行う応急復旧活動の応援(以下「応援」という。)に関し必要な事 項を定めるものとする。

(応援の内容)

- 第2条 この協定に基づく応援の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 水道施設が復旧するまでの応急給水活動
 - (2) 水道施設の給水機能を回復させる応急復旧活動
 - (3) 情報収集及び広報活動
 - (4) その他必要な活動

(応援の要請)

- 第3条 甲は、応援が必要であると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにし、 応急復旧活動応援要請書(様式第1号、以下「要請書」という。)により要請す るものとする。ただし、緊急を要する場合においては、電話等により行うものと し、後日、要請書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 応援復旧場所及び待機場所
 - (3) 予定期間及び時間
 - (4) 応急復旧活動の内容
 - (5) 人員及び資機材・燃料・無線機等

(応援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により、甲から応援の要請を受けたときは、直ちに応援 体制を整え、速やかにに必要な応援を行うものとする。 2 前項により出動した乙の組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧活動に従事するものとする。

(費用負担)

第5条 乙の組合員が応急復旧活動に要した費用は、甲が負担するものとし、甲が 定める積算基準により算出した額を、乙が甲に一括して請求するものとする。

(労務補償)

第6条 この協定に基づく応援復旧活動に従事した乙の組合員の従業員が負傷し、 若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従業員の 所属する乙の組合員の労働災害保険等において補償するものとする。

(連絡責任者)

- 第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、災害時には、必要な情報を速 やかに交換するとともに、この協定に定める手続き等を含め甲及び乙の連絡調整 にあたるものとする。
- 2 前項の連絡責任者は、連絡責任者選任報告書(様式第2号)により、協定締結 後速やかに報告するものとし、異動その他の理由により、連絡責任者に変更が生 じたときも、同様とする。

(応援体制の確立)

第8条 乙は、甲の要請に速やかに対応できるよう、応援体制計画を作成し組合員 に周知するとともに、災害時の応援体制表(様式第3号)により、協定締結後速 やかに報告するものとし、異動その他の理由により、連絡責任者に変更が生じた ときも、同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、そ の都度、甲、乙両者が協議して定めるものとする。

(実施期日)

第10条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ 各自1通を保有する。

平成 18 年 7 月 25 日

甲 塩竈市水道部 塩竈市長

旅

水温温泉

Z

弘塩地区管工事業協同組合

概看野重

様式第1号(第3条関係)

水 総 第 号 平成 年 月 日

応急復旧活動応援要請書

仙塩地区管工事業協同組合 理 事 長 清 野 薫 様

> 塩竈市水道部 塩竈市長 佐 藤 昭 印

このことについて、災害時の応急復旧活動に関する協定第3条に基づき、応援を要請します。

		震災・風水害・その他	()	
1	災害の状況	内容		7
2	応急復旧活動の 場所及び待機場所			
3	予定期間及び時間			
4	応急復旧活動の内容	給水活動・復旧活動・	情報収集・広報活動・	・(その他)
5	人員及び資機材・	班数 (班)	合計	名
ĭ	燃料・無線機等	内容		
6	備考			

様式第2号(第7条関係)

〇〇〇第 号 平成 年 月 日

連絡責任者選任報告書

	様		4 - 4
			 <u>FD</u>

災害時の応急復旧活動に関する協定第7条第2項に基づき、連絡責任者を報告します。

区分	責 任 者	連絡先
連絡責任者	所属 職名 氏名	
副連絡責任者	所属 職名 氏名	
副連絡責任者	所属 職名 氏名	

様式第3号(第8条関係)

〇〇〇第 号 平成 年 月 日

災害時の応援体制表

塩竈市水道部 塩竈市長

様

仙塩地区管工事業協同組合 理 事 長 印

災害時の応急復旧活動に関する協定第8条に基づき、応援体制表を報告します。

仙塩	地区管工事業協同組合	
理事長		
副理事長		
専務理事		
理事		
監事		

整理	組合名	整理	組合名	整理	組合名
番号	(会社名)	番号	(会社名)	番号	(会社名)
-					
-		-			
					11-11-1
	-				
1192	_				

※会社の住所、電話番号及び班編成表等については別紙のとおり。

地震編資料 6 - 6 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 塩竈市長と塩竈市災害防止協力会及び塩釜建設協議会

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

塩竈市災害防止協力会 塩 釜 建 設 協 議 会 塩 竈 市

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

塩竈市(以下「甲」という。)と塩竈市災害防止協力会(以下「乙」という。)及び塩釜建設協議会 (以下「丙」という。)は、塩竈市内等に地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し、又は発生 のおそれがある場合(以下「大規模災害時」という。)における災害応急対策業務の応援に関し、次 のとおり協定を締結する。

(応援の要請)

- 第1条 この協定は、大規模災害時において、甲が、災害応急対策業務(以下「業務」という。)のため、 乙及び丙の所属会員が所有する建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)による応援の 必要があると認めるときは、乙及び丙に対して、次に掲げる事項を明らかにした要請書(様式1)を提 出することにより要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難なときは、電話等で要 請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況及び業務内容
 - (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
 - (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
 - (4) 現場責任者
 - (5) その他必要な事項

(要請する業務)

- 第2条 この協定により、甲が乙及び丙に要請する業務は、次の業務とする。
 - (1) 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助の ための障害物の除去作業
 - (2) 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保の ための障害物の除去作業
 - (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業

(応援の実施)

第3条 乙及び丙は、甲から第1条の規定により建設資機材等の応援要請を受けたときは、特別の理由 がない限り、直ちに協力体制を整え、互いに連携・協力し、建設資機材等を甲に提供し応援を行うも のとする。

(業務報告)

- 第4条 乙及び丙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、次に掲げる事項を記載した報告書 (様式2)を速やかに甲に提出するものとする。ただし、文書をもって報告することが困難なときは、電話等で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 応援に従事した事業者名、建設資機材等の車種、台数、人員
 - (2) 業務内容及び場所
 - (3) 応援に従事した期間及び時間
 - (4) その他必要な事項

(費用の負担)

- 第5条 応援により乙及び丙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。
- 2 費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲 乙丙協議して定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

- 第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲乙丙協議して定めるものとする。 (災害補償)
- 第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は 死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。 (情報の提供)
- 第8条 乙及び丙並びにその所属会員は、応援活動中に入手した災害等による被害情報を、積極的に 甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては塩竈市総務部防災安全課長、乙においては塩 竈市災害防止協力会事務局長、丙においては塩釜建設協議会事務局長とし、毎年4月に連絡責任 者、所属会員、所有資機材その他必要事項等について情報を共有する。

なお、甲乙丙は、上記事項に変更があった時点で速やかに情報を提供するものとする。 (協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成20年2月19日から平成21年2月19日までとする。ただし、 期間満了の日の1か月前までに甲乙丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたも のとみなし、以後この例による。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙 丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

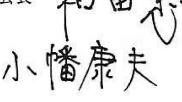
平成 20 年 2 月 19 日

甲 塩総市旭町1番1号 塩 竈 市 長



乙 塩竈市北浜一丁目4-26 塩竈市災害防止協力会長

丙 塩竈市藤倉三丁目2-6 塩釜建設協議会長





様式第1号(第1条関係)

 防
 第

 平成
 年

 月
 日

応急対策業務応援要請書

様

塩竈市長 佐藤 昭 印

このことについて、大規模災害時における応急対策業務に関する協定書第1条に基づき、応援を要請します。

1. 災害の状況及び業務内容	震 災 ・ 風水害 ・ その他()
	業務内容:	
2. 応援を要請する建設資機材等の車種、台数及び人員		
3. 応援を必要とする日時、場所及び期間	平成 年 月 日()から 塩竈市 地内	
	期間 日間	
4. 現場責任者	塩竈市 部	課(所)
t / mrock	氏名	表
5. その他必要な事項		***************************************

様式第2号(第4条関係)

平成 年 月 日

応急対策業務応援報告書

塩竈市長 佐藤 昭 様

印

平成 年 月 日付け、防第 号の応急対策業務応援要請書(様式第1号)により要請のありました業務について、大規模災害時における応急対策業務に関する協定書第4条に基づき、報告します。

1. 応援に従事した事業者名、建 設資機材等の車種、台数、人員						Ē
2. 業務内容及び場所	業務世	习容:				
	場所	塩竈市	ī	Ц	1内	*
3. 応援に従事した期間及び時間	平成平成	年年	月月	日()から)まで _	日間
4. その他必要な事項			W. F			

地震編資料6-7 電力設備災害復旧に関する協定

2市3町(塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町)と東北電力ネットワーク株式会社

電力設備災害復旧に関する協定書

電力設備災害復旧に関する協定書

東北電力株式会社塩釜営業所

電力設備災害復旧に関する協定書

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町(以下「甲」という。)と東北電力株式会社塩釜営業所(以下「乙」という。)は、災害時における電力設備(住民へ電力を供給するための設備全てをいう。以下同じ。)の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に 規定する災害(以下「災害」という。)が発生した場合に、甲及び乙が被災情報の 収集と提供等に関し、緊密な連携を保ち、電力設備の復旧を迅速かつ円滑に推進す ることにより住民生活の早期安定を図り、住民の安全を確保することを目的とする。

(対象区域)

第2条 この協定において対象とする区域は、甲の行政区域内とする。

(情報提供)

- 第3条 甲及び乙は、災害の発生により電力設備に被害が認められる場合、その復旧 を円滑に進めるため、あらゆる連絡手段を講じて、次に掲げる情報を相互に提供するものとする。
 - (1) 甲から乙に提供する情報
 - ア 災害対策本部又はこれに類する組織(以下「災害対策本部等」という。)の 設置状況
 - イ 交通規制、通行止め、崖崩れ及び道路損壊箇所等に関する状況
 - ウ 家屋等の被害状況(家屋の浸水、倒壊等)
 - エ 電力設備の被害状況 (電柱の倒壊、電線の断線等)
 - オ その他必要と思われる情報
 - (2) 乙から甲に提供する情報
 - ア 非常災害対策本部又はこれに類する組織の設置状況
 - イ 電力設備の被害状況、停電(停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時 間等)及び復旧状況
 - ウ 甲が管理する施設等の被害状況(崖崩れ、道路損壊、倒木等)
 - エ その他必要と思われる情報

- 2 甲及び乙は、前項の情報の提供を的確かつ効率的に行うため、緊急時の連絡先を それぞれ明示しておくものとする。
- 3 乙は、大規模な災害が発生した場合、甲が設置した災害対策本部等からの要請を 待つことなく、被災情報の収集及び伝達並びに各種調整等を図るための社員を災害 対策本部等に派遣することができるものとする。
- 4 甲及び乙は、災害発生時の円滑な連携を図るため、日常から必要な情報を相互に 交換するものとする。

(電力設備復旧に対する協力)

- 第4条 乙は、災害により電力設備に相当の被害が生じた場合、その復旧を図ることを目的として、甲に対し、次に掲げる施設及び用地(以下「施設等」という。)の使用について協力を要請することができるものとする。ただし、甲の可能な範囲での協力とする。
 - (1) 施設使用に関する協力の要請
 - ア 宿泊場所、復旧拠点としての施設
 - イ 炊き出し施設
 - (2) 用地使用に関する協力の要請
 - ア 復旧作業用車輌等の駐車場用地
 - イ 復旧資材置場としての用地
 - ウ ヘリポートとしての用地

(交通支障物の除去)

第5条 甲は、電力設備の復旧作業に支障をきたす道路損壊箇所の迅速な復旧に努めるものとし、乙は、道路交通の支障となっている倒壊電柱や断線した電線等の支障物の除去を優先して行うものとする。

(電力復旧の優先)

- 第6条 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、電力供給管轄エリア内の被害状況を総合的に判断した上で、優先順位を見極めながら医療機関、災害対策の中枢となる官公署、避難所等への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。
- 2 前項の電力復旧における乙が所有する電源車等の使用については、乙の判断によるものとする。

(広報)

- 第7条 乙は、平常時において、災害による電線の断線や電柱倒壊等による公衆感電 事故を未然に防止するため自らも普及・啓発に努めるほか、甲が発行する広報紙に 必要な記事の掲載を依頼することができるものとする。
- 2 乙は、災害時において、二次災害を未然に防止するため自らも広報車等による住 民への広報に努めるほか、甲に対し次に掲げる情報の広報について協力を要請する ことができるものとする。
- (1) 感電事故の防止に関する情報
- (2) 漏電による火災の防止に関する情報
- (3) 電力設備の被害状況、停電及び復旧状況に関する情報

(施設等の使用に関する事項)

- 第8条 乙は、第4条に規定する施設等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守 するものとする。
- (1) 使用できる範囲を甲と事前に協議し、立入禁止区域等には立ち入らないこと。
- (2) 臨時電話、ファクシミリ等の機器類を施設等に設置する場合は、甲と事前に協議すること。
- (3) 使用に伴う費用については、乙が負担すること。
- (4) 施設等の設備(附帯する工作物等を含む。)に損傷を与えた場合は、原状回復すること。
- (5) 使用を終了したときは、甲の確認を受けた後に返還すること。
- (6) その他施設管理者の指示事項を遵守すること。

(協定書の有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結後1年とする。ただし、期間満了の日の 1か月前までに甲及び乙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長さ れたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

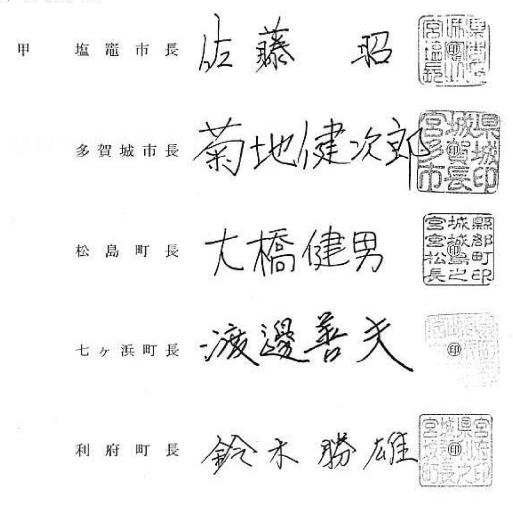
(その他)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第1編 地震災害対策編資料

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を保有する。

平成20年 3 月27日



乙 東北電力株式会社 塩釜営業所長 佐藤弘



電力設備災害復旧に関する協定書実施細目

塩 竈 市 多 賀 城 市 松 島 町 七 ヶ 浜 町 利 府 町 東北電力株式会社塩釜営業所

電力設備災害復旧に関する協定書実施細目

塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町(以下「甲」という。)と東北電力株式会社塩釜営業所(以下「乙」という。)は、平成20年3月27日締結した電力設備災害復旧に関する協定書(以下「協定書」という。)第11条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

(緊急連絡網の整備)

第1条 協定書第3条第2項に規定する緊急時の連絡先については、別表のとおりと する。なお、緊急時の連絡先に変更が生じたときは、相互に通知するものとする。

(電力設備復旧のための施設等)

- 第2条 協定書第4条第1号に規定する施設は、甲乙協議により決定する。
- 2 甲は、協定書第4条第2号に規定する用地について、あらかじめ複数の候補地を 選定しておくものとする。なお、実際に提供する用地については、甲乙協議により 決定する。
- 3 前項に規定する用地の面積は、概ね1,500平方メートルを目安とする。

(協力の要請手続等)

- 第3条 乙は、協定書第4条の規定により施設等の使用について協力を甲へ要請する ときは、協力要請書(様式第1号)により行うものとする。
- 2 甲は、前項に規定する協力要請書が提出され、その使用を許可するときは、使用 許可書(様式第2号)により乙へ通知するものとする。
- 3 乙は、電力設備の復旧が完了し、施設等を返還するときは、使用完了届(様式 第3号)を甲へ提出するものとする。
- 4 乙は、協定書第7条第2項の規定により広報について協力を甲へ要請するときは、 広報要請書(様式第4号)により行うものとする。

(手続の特例)

第4条 乙は、前条の規定にかかわらず緊急を要すると判断したときは、口頭、ファクシミリ等による手続により協定書第4条及び第7条第2項に規定する協力を甲に要請することができるものとする。この場合においては、事後速やかに所定の手続を行わなければならない。

別表(第1条関係) 緊急時連絡先

	連絡種別	連絡先番号	備考
	代表電話番号	022-364-1111 (内 231-245)	防災安全課 防災安全係
	直通番号	022-361-1587	(災害時のみ)
塩竈市	F A X	022-361-1587	
	携带電話	090-7067-0155	(災害時のみ)
	Eメール	bousai@city.shiogama.miyagi.jp	
	防災行政無線	7-203	
1	防災行政無線 (FAX)	7-203-2	
	消防事務組合內線	3 7 0	
	代表電話番号	022-368-1141 (対 271・272)	交通防災課 消防防災係
	直通番号	——————————————————————————————————————	
	F A X	022-368-1360	
	携帯電話	090-3367-3560	交通防災課長 (災害時のみ)
多賀城市	Eメール	bosai@city.tagajo.miyagi.jp	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
1	防災行政無線	7-209	
	防災行政無線 (FAX)	7-209-2	
	消防事務組合内線	3 7 1	
	代表電話番号	022-354-5701 (P) 222)	総務課 環境防災班
	直通番号	022-354-5782	MO322HW 246-2412-12/6-24
松島町	F A X	022-354-3140	
	携带電話	080-6026-8412	(災害時のみ)
	Eメール	info@town.matsushima.miyagi.jp	(%CHM, V///)
	防災行政無線	7-401	
	防災行政無線 (FAX)	7-401-2	
	消防事務組合内線	372	
	代表電話番号	022-357-2111 (内 316)	総務課 防災対策室
	直通番号	022-357-2111 (+1.310)	から4万日本 19.5 グベンス 王三
		022-357-5744	
			(災害時のみ)
七ヶ浜町	携帯電話	080-1681-1528	(火官時のか)
		bousai@shichigahama.com	
	防災行政無線	7-404	
	防災行政無線 (FAX)	7=404-2 3 7 3	
	消防事務組合内線		#->エではな到 #+55 か入却
	代表電話番号	022-767-2111 (内 2242)	生活環境課 防災安全班
4.5	直 通 番 号	022-767-2174	
	F A X	022-767-2105	
利府町	携帯電話		
	Eメール	bousai@rifu-cho.com	
	防災行政無線	1 700	
	防災行政無線 (FAX)	7-406-2	
	消防事務組合內線	3 7 4	
	代表電話番号	022-365-9984	総務・配電課
東北電力㈱	直通番号	022-365-9984	総務・配電課
塩釜営業所	F A X	022-365-3350	
교육 (최저기	携带電話	090-7520-0227	総務・配電課専任課長(災害時のみ
	Eメール	w077260@tohoku-epco.co.jp	(災害時のみ)

様式第1号	(第3条第1項関係)			777			
				番			号
				年		月	E
	(市・町) 災害対策本	部					
本部長	SI	殿					
			東北電力株	式会	社		
			塩釜営業所長				(I)

協 力 要 請 書

電力設備災害復旧に関する協定書第4条の規定に基づき、下記の協力を要請します。

記

1. 要 請 内 容 (協定書第4条)	 施設使用 ア. 宿泊場所、復旧拠点施設として
2. 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
3. 使 用 場 所	所在地 (市・町) 名 称
4. 責 任 者	所 属 氏 名
	連絡先TEL()FAX()
5. そ の 他	

様式第2号(第3条第2項関係)			番年	月	号 日
東 北 電 力 株 式 会 社 塩釜営業所長	殿				
		本部長 _	(市・町)	災害対策	本部 ®

使 用 許 可 書

電力設備災害復旧に関する協定書第4条の規定に基づき、 年 月 日付けで協力要請がありましたが、下記のとおり使用を許可します。なお、使用に当たっては協定書第8条の規定を遵守願います。

部

1. 許 可 内 容 (協定書第4条)	 施設使用 ア.宿泊場所、復旧拠点施設として イ.炊き出し施設として 用地使用 ア.復旧作業用車輌等の駐車場用地として イ.復旧資材置場用地として ウ.ヘリポート用地として
2. 許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
3. 許可場所	所在地 (市・町) 名 称
4. 施設管理者	所
	連絡先 TEL(
5. そ の 他	

確 認 者 所属

役職

	条第3項関係)		est.		60				
			番 年	月	号 日				
(市・四	<u>叮)</u> 災害対策本部								
本部長									
		東北電力	」株 式 会 社	f.					
		塩釜営業所	長		_ 0				
	使 用 完	了	届						
電力設備災害行	复旧に関する協定書第	34条の規	定に基づき	き、協力	を要請				
	月 日付け(番 号)								
	了し、原状回復したので								
ンパ・C、灰角を元			0						
	記								
	1. 施設使用								
1. 使用内容	ア. 宿泊場所、復旧拠点施設として イ. 炊き出し施設として								
	Carll (Market Control Environment)	1070 H							
(协定建第 4 冬)	2. 用地使用								
(協定書第4条)	ア. 復旧作業用車輌		湯用地として						
(協定書第4条)		地として	易用地として						
	ア. 復旧作業用車輛 イ. 復旧資材置場用	地として	湯用地として		1 H				
(協定書第4条) 2. 完 了 の 日	ア.復旧作業用車輛 イ.復旧資材置場用 ウ.ヘリポート用地 年 月	地として として	易用地として						
2. 完了の日	 ア.復旧作業用車輌 イ.復旧資材置場用 ウ.ヘリポート用地 年月 所在地 (市名称 	1地として 3として 日 1・町)							
	ア. 復旧作業用車輌イ. 復旧資材置場用ウ. ヘリポート用地年 月所在地(市	1地として 3として 日 1・町)			を記載。				
2. 完 了 の 日	 ア.復旧作業用車輌 イ.復旧資材置場用 ウ.ヘリポート用地 年月 所在地 (市名称 	1地として 3として 日 1・町)			を記載。				
2. 完 了 の 日	 ア.復旧作業用車輌 イ.復旧資材置場用 ウ.ヘリポート用地 年月 所在地 (市名称 	1地として 3として 日 1・町)			を記載。				
2. 完了の日 3. 使用場所	 ア.復旧作業用車輌 イ.復旧資材置場用 ウ.ヘリポート用地 年月 所在地 (市名称 	1地として 3として 日 1・町)			を記載。				
2. 完了の日 3. 使用場所	 ア.復旧作業用車輌 イ.復旧資材置場用 ウ.ヘリポート用地 年月 所在地 (市名称 	1地として 3として 日 1・町)			を記載。				
2. 完了の日 3. 使用場所 4. そ の 他	ア. 復旧作業用車輛 イ. 復旧資材置場用 ウ. ヘリポート用地 年 月 所在地(市 名 称 ※ 使用場所が用地の場	地として 3として 日 「・町) 合は用地名称	、施設の場合(を記載。				

氏 名

		関係)					457			-
							番 年	月	8	号 日
(市・甲	<u>」)</u> 災害対	付策才	ト部							
<部長	Si Caral		殿							
				東	北 電	力株	式 会	往		
				塩	釜営業	所長				(1)
	広	ζ.	報	要	請	書				
電力設備災害復用	日に関す	る協定	定書第	7条第	2項6	り規定	に基づ	き、下	記の広	報を
請します。										
				記						
. 広報內容	① 感電						漏電に	よるク	火災の豚	方止
協定書第7条第2項)	③ 電力	〕設備	の被害	与状况、	停電	及び復	旧状況			
. 広報実施日時		_年_		F			時	分		
. 広報実施区域	① 行政 ② 個別									
			1300100000							_
4 即いるみ先			-		77					-
問い会せ先	犯事	12/12			174	4 7 7				
. 問い合せ先		職 ()		_ 担	当者名 FAY	-	· ·		
The state of the s	TEL	() "t	TR 1 w		当者名 FAX_	-)		
The second of th		(別に表す	見する。			-)		
THE STATE OF THE S	TEL	((で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で表現で	見する。			-)		
	TEL	(別に表す	見する。			-)		
The state of the s	TEL	(別に表現	見する。			-	j		
	TEL	() 別に表現	見する。			-)		
	TEL	() 関に表す	見する。			-)		
	TEL	() 関に表す	見する。			-	5		
	TEL	() 別に表す	見する。			-)		
	TEL	(<u>)</u> 潔に表す	見する。			-)		*
. 広 報 文	TEL (広報文に	(別に表す	見する。			-	<u>)</u>		
. 広 報 文	TEL(広報文に	(別に表す			FAX_	() 数者	担当	者
. 広 報 文 災害対策本部使 広報の可否	TEL(広報文に	(計簡清	別に表現		こと)	FAX_	-)	担当	者
: 災害対策本部使	TEL(広報文に	() () () () () () () () () () () () () (関に表現		こと)	FAX_	()	担当	者

地震編資料6-8 災害時にけるレンタル機材の提供に関する協定 塩竈市長と株式会社レンタルのニッケン仙台営業所長

災害時にけるレンタル機材の提供に関する協定書

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

塩 竈 市

株式会社 レンタルのニッケン

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

塩竈市(以下「甲」という。)と株式会社レンタルのニッケン(以下「乙」という。)は、塩竈市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)におけるレンタル機材(以下「機材」という。)の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に応じ、乙が機材の提供を行うことについて、 必要な事項を定めるものとする。

(提供の要請)

- 第2条 甲は、災害時における災害応急対策業務(以下「業務」という。)の実施にあたり、乙の所有する機材の提供が必要であると認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした要請書を提出し、機材の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況
 - (2) 機材の品名、規格、数量等
 - (3)機材の納入場所
 - (4) 機材の引取責任者
 - (5) その他必要な事項

(機材提供の実施)

- 第3条 乙は、甲から前条の規定により機材提供の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、直ちに協力体制を整え、甲に対し、機材を優先的に提供するものとする。
- 2 機材の運搬は乙が行うものとするが、乙は、必要に応じて甲に対し、運搬の協力を求めることが出来る。

(費用の負担)

- 第4条 甲の要請により乙が提供した機材に要する費用は、甲が負担する。
- 2 費用の算出方法については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第5条 この協定に基づき、機材の提供に係る業務に従事した乙の従業員が、当該機材の提供に係る業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(実施細目)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、さらに有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保有する。

平成 20年 10月 20日

塩竈市旭町1番1号 大

乙 仙台市宮城野区扇町一丁目9-3 株式会社 レンタルのニッケン 仙台営業所長





災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書実施細目

塩竈市(以下「甲」という。)と株式会社レンタルのニッケン(以下「乙」という。)との間において締結した災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書(以下「協定書」という。)第6条の規定に基づき、実施細目を次のように定める。

(用語)

- 第1条 この実施細目において使用する用語の意義は、協定書において使用する用語の例による。 (要請書)
- 第2条 協定書第2条に規定する要請書は、レンタル機材提供要請書(様式第1号)とする。 (連絡担当者等)
- 第3条 甲及び乙は、機材提供の要請に係る連絡担当者の氏名、連絡先等必要事項を連絡担当者等(変更)通知書(様式第2号)及び連絡担当者等(変更)通知書(第3号)により、あらかじめ相互に確認するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡担当者の氏名、連絡先等必要事項に変更があった場合は、速やかに 相手方に通知するものとする。

(機材の確保)

- 第4条 乙は、災害時に必要な機材として、次の機材の確保に努めるものとする。
 - (1) 移動式トイレ
 - (2) 発電機
 - (3) 照明機材
 - (4) その他のレンタル機材

(機材の納入及び引取り)

- 第5条 乙は、甲が指定する場所に機材を納入する場合は、機材の種類、数量等を記載した納品 書を納入場所を管理する甲の担当職員又は甲の指定する引取人(以下「引取責任者」という。) に確実に引き渡すものとする。
- 2 前項の引取責任者は、機材の種類、数量等を確認の上、機材を引取るものとする。 (協議)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 20年 10月 20日

甲 塩竈市旭町1番1号

塩 竈 市 長



昭



乙 仙台市宮城野区扇町一丁目9-3

株式会社 レンタルのニッケン

仙台営業所長

藤井源



様式第1号(第2条関係)

Ballet.	-
臤	
水	150

第 号 年 月 日

レンタル機材提供要請書

株式会社レンタルのニッケン 仙台営業所長 殿

塩竈市長

このことについて、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書第2条に基づき、次のとおり提供を要請します。

1. 災害の状況

震 災・ 風水害・ その他(

2. 品名·規格等

品 名	規 格 等	数量	納入場所	引取責任者	備考
	7.55 111 13				1111
					-
		4,			
			-		
		-			

3. その他必要な事項

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

連絡担当者等(変更)通知書

株式会社 レンタルのニッケン 仙台営業所長 殿

塩竈市長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書実施細目第3条の規定に基づき、 次のとおり連絡担当者の氏名等を通知(変更)します。

担当部署	
所 在 地	
電 話	
F A X	
連絡責任者	
連絡担当者	<u> </u>

【機材納入場所(現在想定)】

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX	摘要
1					
2					
3					
4					
5					
6					

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

連絡担当者等(変更)通知書

塩竈市長 殿

株式会社 レンタルのニッケン 仙台営業所長

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書実施細目第3条の規定に基づき、次のとおり連絡担当者の氏名等を通知(変更)します。

担当部署	
所 在 地	
電 話	
F A X	
連絡責任者	
連絡担当者	

地震編資料6-9 退職者災害時給水支援協定

塩竈市長と塩竈市水友会

退職者災害時給水支援協定書

退職者災害時給水応援協定書

塩竈市水友会塩 竈 市

退職者災害時給水応援協定

塩竈市(以下「市」という。)と塩竈市退職者で組織する塩竈市水友会(以下「水友会」 という。)との間で、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害時において被害軽減に寄与するため、水道に関する知識、 技能及び経験を有する水友会々員が、市の行う応急給水活動を支援する災害応援活動(以 下「応援活動」という。) に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援員資格)

第2条 応援活動に従事する水友会々員は、第7条第1項に規定する応援員名簿に記載された者とする。

(応援要請)

- 第3条 市は、応援活動が必要であると認められる場合には、参集を要請するものとする。
- 2 前項の場合における要請方法は、水友会事務局担当者に、電話または口頭で行うもの とする。
- 3 市は、第1項及び次条による応援員の参集があった場合には、指揮下に配属し必要な 指示を行うものとする。

(参集)

- 第4条 水友会は、前条第1項による市の要請があった場合には、応援員に対し参集を指示するものとし、参集場所は塩竈市新富町21番23号(水道部庁舎)とする。
- 2 応援員は、塩竈市内に震度5強以上の地震等の大規模災害が発生し、かつ、市内全域 に被害が拡大していると予想される場合には、自宅及びその周辺、勤務場所などの被害 に対応し、安全を確保した後に参集することとする。
- 3 参集した応援員は、市の指示に従い、次条に規定する応援活動に従事するものとする。 (応援活動内容)
- 第5条 応援員は、地域において日常から水道に係る防災対策の普及・啓発を図るととも に、水道部が主催する防災訓練等に参加し、市の行う活動を補助するものとする。
- 2 応援員は、次の各号に掲げる作業を補助するものとする。
 - (1) 応急給水拠点における応急給水作業
 - (2) 給水車による応急給水作業 (運転を除く)
 - (3) その他、市からの指示に基づく対応

(指揮命令系統)

第6条 応援員にかかる指揮命令は、水道部または災対水道部が行うものとする。 (応援員名簿)

- 第7条 水友会は、同会員に対し本協定の趣旨、活動内容等を十分に周知し、応援活動を 希望する会員及び事務局担当者を記載した応援員名簿(様式1号)に必要事項を記入の 上、市に提出するものとする。
- 2 水友会は、前項の規定による意思確認を、応援員の期間が満了する1月前までに行う

ものとする。

3 水友会は、応援員名簿に記載された内容に変更が生じた場合は、直ちに、変更後の応援員名簿を提出しなければならない。

(標示品の貸与)

- 第8条 市は、参集した応援員に対して、応援活動時に応援員であることを標示する物品 (以下「標示品」という。)を貸与する。
- 2 応援員は、当該応援活動終了時には、前項により貸与を受けた標示品を返納しればな らない。
- 3 標示品は、水道部営業課で管理する。

(保険加入)

第9条 市は、応援員の活動時の事故等に備えて、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(報酬等)

- 第10条 応援活動に対する報酬は無償とする。
- 2 応援員が応援活動の参集に要する費用は、応援員の負担とする。
- 3 市の指示により応援員が要した費用は、市の負担により精算するものとする。 (証明書の発行)
- 第11条 応援員は、市に対して第5条に規定された活動に従事したことを証明する書類 (以下「従事証明書」という。)の発行を求めることができる。
- 2 市は、前項による請求があった場合で、応援活動に従事したことが認められるときに は、従事証明書を発行しなければならない。

(庶務)

第12条 庶務は、水道部において処理する。

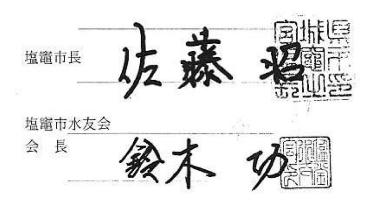
(協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は市と水友会の双方が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第14条 この協定は、平成21年4月1日より施行する。





地震編資料6-10 緊急時における災害放送等に関する協定

塩竈市長とエフエムベイエリア㈱



災害時における緊急放送に関する協定書



平成 27 年 2 月

災害時における緊急放送に関する協定書

塩竈市(以下「甲」という。)とエフエムベイエリア株式会社(以下「乙」という。)は災害時における緊急放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下 「法」という。)第57条及び災害対策基本法施行令(昭和37年政令第2 88号)第22条の規定により、甲が乙に対し放送を行うことを求める時の 必要な手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 緊急放送 法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する 場合において、その通信のため特別の必要がある時に、甲の要請に基づ き、乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う 災害及び防災に関する放送をいう。
- (3) 番組内放送 緊急放送のうち、甲及び乙が収集した災害情報を乙が現在 放送中の番組内で放送することをいう。
- (4) 緊急割込放送 緊急放送のうち、甲が乙の放送設備に別途設置する機器 (以下「緊急放送機器」という。)を使用して、乙が現在放送している番 組と切り替えて行う臨時の放送をいう。

(番組内放送の要請)

- 第3条 甲は、番組内放送が必要と判断したときは、乙に番組内放送の要請を することができる。
- 2 甲は、番組内放送を要請するときは次に掲げる事項を記載した文書の提出 により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭 により要請し、その後速やかに当該文書を提出するものとする。
 - (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) 放送希望日時
 - (4) その他必要な事項
- 3 乙は、甲から要請を受けた時は、やむを得ない事由のない限り、遅滞なく番組内放送を行うこととする。

(緊急割込放送の実施)

第4条 甲は、緊急割込放送が必要と判断したときは、緊急割込放送を実施す

ることができる。

2 緊急割込放送を実施するときは、あらかじめ乙に通知をするものとする。 ただし、やむを得ない場合は、緊急割込放送実施後、速やかに実施日時及び内容を記載した文書を提出するものとする。

(緊急放送の内容等)

第5条 緊急放送の内容は、次に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 甲は、緊急放送について市民が必要とする情報を的確に収集することに 努めなければならない。
- (2) 乙は、地域に密着したFM放送局としての理念に基づき、緊急放送を行うよう努めなければならない。

(機器の設置等)

第6条 甲は、緊急放送を実施するために乙の施設内に次に掲げる緊急放送機 器を設置することができる。

- (1) 防災行政無線個別受信機
- (2) 緊急割込装置
- (3) ラインミキサー
- (4) 放送用マイク装置
- (5) DTMF信号発生機
- (6) スイッチングハブ
- (7) パトライト
- (8) 配線部材
- 2 緊急放送機器については、甲がその保守管理を行うものとする。ただし、 乙に起因する故障が発生した場合においては、乙がその修繕を行うものとす る。
- 3 乙は、緊急放送機器を適切に管理し、機器の異常を発見したときは、速やかに甲に連絡するものとする。
- 4 甲は、緊急放送を廃止したいときは、甲の負担で緊急放送機器を撤去し、 乙の施設内の原状回復を行うものとする。

(費用の負担)

第7条 緊急放送の実施に要した費用は、乙の負担とする。ただし、緊急放送の時間が長時間になる場合の費用は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

- 2 緊急放送機器の設置及び保守管理に要する費用は、甲が負担する。
- 3 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。この場合において、発生した費用の負担は甲乙協議のうえ、決定する。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため連絡責任者を定め相手方

に報告するものとする。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は協定締結の日から平成28年 3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに甲乙いずれからも協定解除または変更の意思表示がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のう え決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1通を保有する。

平成 27 年 2 月 18 日

(甲) 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長





(乙) 塩竈市海岸通15番20号 エフエムベイエリア株式会社 代表取締役社長



横田盖三郎

地震編資料 6-11 災害時における L P ガスの供給等に関する協定 塩竈市長とくろしお L P ガス協議会及び一般社団法人宮城県 L P ガス協会

災害時における LP ガスの供給等に 関する協定書

塩 竈 市くろしお LP ガス協議会一般社団法人宮城県 LP ガス協会

災害時における LP ガスの供給等に関する協定書

塩竈市(以下「甲」という。)とくろしおLPガス協議会(以下「乙」という。)及び一般社団法人宮城県LPガス協会(以下「丙」という。)は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)におけるLPガス及びこれに付随する資機材(以下「LPガス等」という。)の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の市域内における災害時に甲の要請に基づいて乙が行う、LP ガス等の供給等について必要な事項を定めることにより、災害応急対策が円滑に実施されることを目的とする。

(供給の協力要請)

- 第2条 甲は、災害時にLPガス等の供給の必要があると認めた時には、乙に対しその 調達を要請することができる。
 - 2 前項の要請は、文書により行う。ただし、緊急を要するときは電話等の手段により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
 - 3 供給を要請する LP ガスに付随する資機材は、次に掲げるものとする。
 - (1) LP ガスボンベ
 - (2) 自動切換調整器、強化ホース等の LP ガス供給機器
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、甲から要請があった資機材

(供給の協力)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、丙と協議の上、可能な限り LP ガス等 の供給に優先的に協力するものとする。

(報告)

第4条 乙は、LP ガス等の供給を実施した場合には、その結果を文書により甲に報告 するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の手段により報告し、事後 速やかに文書を提出するものとする。

(撤去)

第5条 LPガス等の撤去については、甲の撤去要請により乙が行うものとする。

(費用の負担等)

- 第6条 この協定に基づき乙が供給した LP ガスの使用料は甲が負担するものとする。 この場合において、当該使用料は、災害時直前における通常価格を基準として、甲 乙が協議の上決定するものとする。
 - 2 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる資機材は、原則として乙が甲に無償で貸与するものとする。
 - 3 第2条第1項第3号に掲げる資機材の調達に係る費用の負担は、甲乙協議の上決 定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、 甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を締結したことを証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、各自がその1通を保管する。

平成28年4月15日

. 甲 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤



乙 塩竈市藤倉三丁目1番10号 くろしおLPガス協議会

金县関马山民



丙 仙台市青葉区本町三丁目 5 番 22 号 一般社団法人宮城県 LP ガス協会

会長了種子最



地震編資料6-12 災害に係る情報発信等に関する協定

塩竈市長とヤフー株式会社



災害に係る情報発信等に関する協定

塩竈市およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、 次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条 (本協定の目的)

本協定は、塩竈市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、塩竈 市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ市の行政機能の低下を軽減させる ため、塩竈市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条(本協定における取組み)

- 1. 本協定における取組みの内容は次の中から、塩竈市およびヤフーの両者の協議により 具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、塩竈市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的 として、塩竈市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上 に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 塩竈市が、市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報 を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 塩竈市が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 塩竈市が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所 におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤ フーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 塩竈市が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、 ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどし て、一般に広く周知すること。
 - (6) 塩竈市が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2. 塩竈市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、塩竈市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条(費用)

前条に基づく塩竈市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

YJ-S1001-0000 YJC21-10031771-0001

第1編 地震災害対策編資料

第4条(情報の周知)

ヤフーは、塩竈市から提供を受ける情報について、塩竈市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条(本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、塩竈市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条 (本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条(協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、塩竈市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、塩竈市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和3年 4月 9日

塩竈市:宮城県塩竈市旭町 番

塩竈市長 佐藤光樹

ヤフー:東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎



YJ-S1001-0000

YJC21-10031771-0001

地震編資料 6-13 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 塩竈市長と塩竈市災害対策協議会



大規模災害時における 応急対策業務に関する協定書



塩竈市災害対策協議会

大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

塩竈市(以下「甲」という。)と塩竈市災害対策協議会(以下「乙」という。)は、塩竈市内等に地震、風水害、その他の大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「大規模災害時」という。)における応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(応援の要請)

- 第1条 この協定は、大規模災害時において、甲が、応急対策業務(以下「業務」という。)のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力(以下「建設資機材等」という。)による応援の必要があると認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項を明らかにした応急対策業務応援要請書(様式第1号)を提出することにより要請するものとする。ただし、文書をもって要請することが困難なときは、電話等で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況及び業務内容
 - (2) 応援を必要とする建設資機材等の種別、数量及び人員
 - (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
 - (4) 現場責任者
 - (5) その他必要な事項

(要請する業務)

- 第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。
 - (1) 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う緊急人命救助 のための障害物の除去作業
 - (2) 大規模災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
 - (3) その他甲が必要と認める緊急応急作業 (応援の実施)
- 第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請を受けたときは、速やかに応急対策業務応援要請回答書(様式第2号)により回答するとともに、特別の理由がない限り、直ちに協力体制を整え、互いに連携・協力し、建設資機材等を甲に提供し応援を行うものとする。

(業務報告)

- 第4条 乙は、前条の規定による応援(以下「応援」という。)を行った場合は、次に掲げる 事項を記載した応急対策業務応援報告書(様式第3号)を速やかに甲に提出するものとする。 ただし、文書をもって報告することが困難なときは、電話等で報告し、その後、速やかに文 書を提出するものとする。
 - (1) 応援に従事した事業者名、建設資機材等の種別、数量、人員
 - (2) 業務内容及び場所
 - (3) 応援に従事した期間及び時間

(4) その他甲が必要と認める事項

(費用の負担)

- 第5条 応援により乙が使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。
- 2 前項の費用の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第6条 応援により損害が生じた場合は、損害に係る必要経費の負担を甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(情報の提供)

第8条 乙及びその所属会員は、応援活動中に入手した災害等による被害情報を、積極的に に提供するものとする。

(連絡責任者等)

- 第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては塩竈市総務部危機管理課長、乙においては塩竈市災害対策協議会事務局長とし、毎年4月に連絡責任者を災害時連絡担当者報告書 (様式第4号)により報告するものとする。
- 2 乙は、所属会員、所有資機材その他必要事項等について甲に情報を提供する。
- 3 甲乙は、前2項の内容に変更があった場合は、速やかに情報を提供するものとする。 (協定の有効期間)
- 第10条 この協定の有効期間は、令和4年7月11日から令和5年7月10日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都 度、甲乙協議して定めるものとする。

第1編 地震災害対策編資料

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和4年7月11日

甲 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長



乙 塩竈市泉沢町13番31号

塩竈市災害対策協議会会長 株式会社宮城総建 代表取締役



様式第1号(第1条関係)

第			号
	年	目	F

応急対策業務応援要請書

様

塩竈市長

印

このことについて、大規模災害時における応急対策業務に関する協定書第1条に 基づき、応援を要請します。

1. 災害の状況及び業務内容	地	喪	•	風	水	害	•	7	- 0) 他	ï
	()				
	業務内領	字:									_
2. 応援を必要とする建設資											_
機材等の種別、数量及び人											
員											
3. 応援を必要とする日時、		年	月		_	日	() か	ĥ	-	-
場所及び期間						•		, ,,			
	塩竈市						地内				
	#0 88			_							
	期間			H	間						
A 珀坦主化类		-									
4. 現場責任者											
	塩竈市		部			Ē	课 (所)				
	丑	:名									
5. その他必要な事項											
											- 1

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

応急対策業務応援要請回答書

塩竈市長 様

塩竈市災害対策協議会 会長 印

年 月 日付け、 第 号の応急対策業務応援要請書 (様式第1号)により要請のありました業務について、大規模災害時における応急 対策業務に関する協定書第3条に基づき、回答します。

1.	要請に対し、次のとお	り請け負い	ます	-		
	①応援する建設資機					
	材等の種別、数量及					
	び人員					
	②応援する日時、場所		年 月	目	()から
	及び期間					
		塩竈市			地内	
		期間		日間		
	③対応事業者					
		事業者名:	:			
		担当者:				
		1 10 7-		. 1 1.		
2.	要請に対し、次の事情	すにより請り 	t負いかね 	ます 		
	①請け負えない理由					

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

応急対策業務応援報告書

塩竈市長 様

塩竈市災害対策協議会

会長

印

年 月 日付け、 第 号の応急対策業務応援要請書 (様式第1号)により要請のありました業務について、大規模災害時における応急 対策業務に関する協定書第4条に基づき 報告します

/ パポポ切に因うる 伽足自幼 生木に	本 ノ こ、	, +K 口					
1. 応援に従事した事業者名、							
建設資機材等の種別、数量、							
人員							
2. 業務内容及び場所	業務に	——— 内容:					
	,						
	場所	恒:	竈市			地内	
	*///////	ZIII.	HIE III			HEY 1	
3. 応援に従事した期間及び時							
間	,	年	月	н	() から	
		年	月	日)まで	
			71	Н	(
						日間	
4. その他必要な事項							
4. その他必要な事項							

様式第4号(第9条関係)

災害時連絡担当者報告書

	事份扣业本	責任者		
	連絡担当者	副責任者		
+			責任者	
	l	,	TEL	
		平日	FAX	
	·	勤務時間內	副責任者	
			TEL	
	生の ヒモンマコ		FAX	
	連絡先電話番号	夜間・休日	責任者	
			TEL	
			FAX	
			副責任者	
			TEL	
			FAX	
	備考			
	1			

第1編 地震災害対策編資料



地震編資料7 避難に関する協定資料

3 災害発生時等の)一時避難場所協定	
平成16年9月24日	災害発生時等の一時避難場所に	塩竈市長と
	関する覚書(地震編資料7-1)	塩釜港開発株式会社 (マリンゲート塩
		釜)
平成16年9月24日	災害発生時等の一時避難場所に	塩竈市長と
	関する協定(地震編資料7-2)	仙台観光㈱(パチンコタイガー塩釜
		店)
平成19年7月31日	災害発生時等の一時避難場所に	塩竈市長と
	関する協定(地震編資料7-3)	イオン㈱マックスバリュ事業本部
平成26年5月19日	災害発生時等の一時避難場所に	塩竈市長と
	関する協定(地震編資料7-4)	塩竈倉庫株式会社
平成26年5月19日	災害発生時等の一時避難場所に	塩竈市長と
	関する覚書(地震編資料7-5)	株式会社千賀の浦(ホテルグランドパ
		レス塩釜)
平成26年5月19日	災害時における施設利用に関す	塩竈市長と
	る協定書(地震編資料7-6)	第二管区海上保安本部
平成26年5月19日	災害時における施設利用に関す	塩竈市長と
	る協定書(地震編資料7-7)	志波彦神社鹽竈神社(一森山道場)
4 災害発生時等の	避難所協定	
平成23年3月1日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	社会福祉法人あしたば福祉会 (障がい
	(地震編資料7-8.1)	者)
平成23年3月1日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	社会福祉法人嶋福祉会(障がい者)
	(地震編資料7-8.2)	
平成23年3月1日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	社会福祉法人千賀の浦福祉会(高齢
	(地震編資料7-8.3)	者)
平成23年3月1日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会
	(地震編資料7-8.4)	(高齢者)
平成24年9月3日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	社会福祉法人大和福壽会(高齢者)
	(地震編資料7-9)	
平成25年12月4日	災害時における県立学校の避難	塩竈市長と
	所利用に関する基本協定	宮城県教育委員会
	(地震編資料7-10)	
平成26 年6月2日	災害時における宮城県塩釜高等	塩竈市長と
	学校校舎等の避難所利用等につい	塩釜高等学校
	ての覚書	
	(地震編資料7-11)	

4 災害発生時等の	避難所協定	
平成31年3月11 日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	社会福祉法人萩の里(高齢者)
	(地震編資料7-12.1)	
平成31年3月11 日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	医療福祉法人菅野愛生会(障がい者)
	(地震編資料7-12.2)	
平成31年3月11 日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	株式会社リツワ(高齢者)
	(地震編資料7-12.3)	
平成31年3月11 日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	有限会社ライフサポート (高齢者)
	(地震編資料7-12.4)	
平成31年3月11 日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	株式会社サンテック(高齢者)
	(地震編資料7-12.5)	
令和3年6月28日	災害時における2次避難所(福祉	塩竈市長と
	避難所)施設利用に関する協定	有限会社マミーホーム (高齢者)
	(地震編資料7-13)	
5 災害発生時等	の広域避難に関する協定	
平成29年12月1日	原子力災害時における住民の広	塩竈市長と
	域避難に関する協定	石巻市
	(地震編資料7-14)	

地震編資料7-1 災害発生時の一時避難場所に関する覚書 ((塩竈市長と塩釜港開発株式会社(マリンゲート塩釜))

覚 書

塩竈市(以下「甲」という。)と塩釜港開発株式会社(以下「乙」という。)とは、 災害(災害対策基本法「昭和 86 年法律第 223 号」第 2 条第 1 号に定める災害をいう。) が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における一時 的な避難場所であるマリンゲート塩釜(以下「施設」という。)の使用について、次 のとおり覚書を交換する。

1. 甲が一時避難場所として指定する場所は、次のとおりとする。

指 定 場 所	使用可能時間	
2階 ベイサイドルーム、インフォメーションルーム 及びデッキ	Δ	
3階 マリンホール及びマスターデッキ		
2階以上の外部階段及び踊場		

- 2. 甲による指定避難所での受入体制が整ったとき、甲は一時避難した者に対し 指定避難所への移動を指示し、乙は速やかに一時避難場所を閉鎖するものとする。
- 3. この覚書に定めのない事項及び、この覚書に関し疑義の生じた事項については、 甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1 通を保有するものとする。

平成16年9月24日

甲 塩竈市旭町1番1号 塩 竈 市 長

佐藤

乙 塩竈市港町1丁目4番1号 塩釜港開発株式会社

代表取締役社長

香田美三年

地震編資料7-2 災害発生時の一時避難場所に関する協定 (仙台観光株式会社(パチンコタイガー塩釜店))

7-2.1 災害発生時の一時避難場所に関する協定書

協 定 書

仙台観光株式会社(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)とは、災害(災害対策基本法「昭和36年法律第223号」第2条第1号に定める災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における一時的な避難場所に係るパチンコタイガー塩釜店(以下「施設」という。)の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

(使用等)

- 第1条 乙は、災害時において、災害対策基本法第60条第1項の規定による指示を したとき、又は居住者、滞在者その他の者が自主的に一時避難を行なうときは、 一時避難をする場所として施設を無償で一時使用できるものとし、甲は無償で使用 させるものとする。
- 2 前項の規定により乙が一時使用できる場所は、甲が指定した場所に限るものとする。
- 3 乙による指定避難所での受入体制が整ったとき、乙は一時避難した者に対し指定 避難所への移動を指示し、甲は速やかに一時避難場所を閉鎖するものとする。 (原状回復等)
- 第2条 乙は、施設を一時使用した後は、原状に回復しなければならない。
- 2 乙が、施設を一時使用したことにより甲に損害を与えたとき、乙はその損害を賠償しなければならない。

(解除の申出)

第3条 甲は、甲の事情によりこの協定書を解除しようとするときは、解除しようと する日の1月前までに、乙に文書により申し出なければならない。

(疑義等の決定)

第4条 この協定書に定めのない事項及び、この協定書に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成16年9月24日

印 仙台市青景区川内三十人町1省地の4 仙台観光株式会社 代数级 延 山

乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長



7-2.2 災害発生時の一時避難場所に関する覚書

(仙台観光株式会社(パチンコタイガー塩釜店))

覚 書

仙台観光株式会社(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)とは、平成16年9月24日締結した協定書について、次のとおり覚書を交換する。

- 1. 乙は、協定書第1条第1項の一時避難できる施設であることを示すために、甲の承諾が得られた適切な場所に標識等を設置できるものとし、これに係る管理は乙が行う。
- 2. 甲が協定書第1条第2項により指定した場所は、次のとおりとする。

指定場所	使用可能時間
2階~4階駐車場	全 日

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1 通を保有するものとする。

平成16年9月24日

乙 塩竈市旭町1番1号 塩 竈 市 長

佐藤



地震編資料7-3 災害発生時の一時避難場所に関する協定書 (イオン(株)マックスバリュ事業本部)

7-3.1 災害発生時の一時避難場所に関する協定書

災害発生時等の一時避難場所に関する協定書

イオン株式会社(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)とは、災害(災害対策基本法「昭和36年法律第223号」第2条第1号に定める災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における一時的な避難場所に係るマックスバリュ塩釜店(以下「施設」という。)の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

(使用等)

- 第1条 乙は、災害時において、災害対策基本法第60条第1項の規定による指示をしたとき、又は居住者、滞在者その他の者が自主的に一時避難を行なうときは、一時避難をする場所として施設を無償で一時使用できるものとし、甲は無償で使用させるものとする。
- 2 前項の規定により乙が一時使用できる場所は、甲が指定した場所に限るものとする。
- 3 乙による指定避難所での受入体制が整ったとき、乙は一時避難した者に対し指定避 難所への移動を指示し、甲は速やかに一時避難場所を閉鎖するものとする。

(原状回復等)

- 第2条 乙は、施設を一時使用した後は、原状に回復しなければならない。
- 2 乙が、施設を一時使用したことにより甲に損害を与えたとき、乙はその損害を賠償 しなければならない。

(解除の申出)

第3条 甲は、甲の事情によりこの協定書を解除しようとするときは、解除しようとする日の1月前までに、乙に文書により申し出なければならない。

(疑義等の決定)

第4条 この協定書に定めのない事項及び、この協定書に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その 1 通を保有するものとする。

平成19年7月31日

甲 仙台市青葉区中央3丁目3番3号 イオン株式会社マックスバリュ事業本部 東北事業部長 **美 双7 芝 彦**



乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤



7-3.2 災害発生時の一時避難場所に関する覚書

(イオン(株)マックスバリュ事業本部)

災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

イオン株式会社(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)とは、平成19年**7**月**31**日締結した災害発生時等の一時避難場所に関する協定書(以下「協定書」という。)について、次のとおり覚書を交換する。

- 1. 乙は、協定書第1条第1項の一時避難できる施設であることを示すために、甲の承諾が得られた適切な場所に標識等を設置できるものとし、これに係る管理は乙が行う。
- 2. 甲が協定書第1条第2項により指定した場所は、次のとおりとする。

指 定 場 所	使用可能時間
屋上駐車場	営業時間内 (9時から23時)

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通 を保有するものとする。

平成19年7月31日

甲 仙台市青葉区中央3丁目3番3号 イオン株式会社マックスバリュ事業本部 東北事業部長 青 ア 英彦

地震編資料7-4 災害発生時等の一時避難場所に関する協定

塩竈市長と塩竈倉庫株式会社

7-4.1 災害発生時の一時避難場所に関する協定書

災害発生時等の一時避難場所に関する協定書

塩竈倉庫株式会社塩 竈 市

災害発生時等の一時避難場所に関する協定書

塩竈倉庫株式会社(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)とは、災害 (災害対策基本法「昭和36年法律第223号」第2条第1号に定める災害をいう。)が 発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における一時的な避 難場所に係る倉庫施設(以下「施設」という。)の一時使用について、次のとおり協定を 締結する。

(使用等)

- 第1条 乙は、災害時において、災害対策基本法第60条第1項の規定による指示をしたとき、又は居住者、滞在者その他の者が自主的に一時避難を行なうときは、一時避難をする場所として施設を無償で一時使用できるものとし、甲は無償で使用させるものとする。
- 2 前項の規定により乙が一時使用できる場所は、甲が指定した場所に限るものとする。
- 3 乙による指定避難所での受入体制が整ったとき、乙は一時避難した者に対し指定避難所への移動を指示し、甲は速やかに一時避難場所を閉鎖するものとする。

(原状回復等)

- 第2条 乙は、施設を一時使用した後は、原状に回復しなければならない。
- 2 乙が、施設を一時使用したことにより甲に損害を与えたとき、乙はその損害を賠償しなければならない。

(解除の申出)

第3条 甲は、甲の事情によりこの協定書を解除しようとするときは、解除しようとする日の1か月前までに、乙に文書により申し出なければならない。

(疑義等の決定)

第4条 この協定書に定めのない事項及び、この協定書に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その 1通を保有するものとする。

平成26年5月19日

7-4.2 災害発生時の一時避難場所に関する覚書

災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

塩 竈 倉 庫 株 式 会 社 塩 竈 市

災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

塩竈倉庫株式会社(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)とは、平成26年5月19日締結した災害発生時等の一時避難場所に関する協定書(以下「協定書」という。)について、次のとおり覚書を交換する。

- 1. 乙は、協定書第1条第1項の一時避難できる施設であることを示すために、甲の承諾が得られた適切な場所に標識等を設置できるものとし、これに係る管理は乙が行う。
- 2. 甲が協定書第1条第2項により指定した場所は、次のとおりとする。

指定	場所	使用可能時間
港町一号倉庫3階	(保管庫を含む)	全日、

3. その他

保管庫の鍵は、甲・乙が各1個保有し、開閉は原則として乙が行うこととする。

この覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通 を保有するものとする。

平成26年5月19日

甲 塩竈市海岸通15番20号 塩竈倉庫株式会社

代表取締役社長 横 田 善三郎



乙 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長 佐 藤 昭



地震編資料7-5 災害発生時等の一時避難場所に関する覚書 塩竈市長と株式会社千賀の浦(ホテルグランドパレス塩釜)

災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

株式会社千賀の浦 塩 竈 市

災害発生時等の一時避難場所に関する覚書

株式会社千賀の浦(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)とは、平成26年5月19日締結した災害発生時等の一時避難場所に関する協定書(以下「協定書」という。)について、次のとおり覚書を交換する。

- 2. 甲が協定書第1条第2項により指定した場所は、次のとおりとする。

指定場所	使用可能時間
ホテルグランドパレス塩釜 2階・3階宴会場	全 日

この覚書の交換を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その 1 通を保有するものとする。

平成26年5月19日

甲 塩竈市尾島町3番5号 株式会社千賀の浦

代表取締役 松 本 晴 幸



乙 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長 佐 藤 昭



地震編資料 7 - 6 災害時における施設利用に関する協定書 塩竈市長と第二管区海上保安本部

災害時における施設利用に関する協定書

第二管区海上保安本部(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)は、災害 (災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。以下同 じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において甲の 施設を指定避難所又は避難場所(塩竈市地域防災計画に定める指定避難所又は避難場所をい う。以下同じ。)として乙が利用することについて、次のとおり協定を締結する。

(利用できる施設等)

第1条 乙が指定避難所又は避難場所として利用できる甲の施設、利用できる時間及び施設 使用料は、次のとおりとする。

利用できる施設	第二管区海上保安本部2階会議室(2部屋)
利用できる時間	終日
施設使用料	無償(ただし、利用に伴う光熱水費は、甲が算定し乙が負担する。)

- 2 乙は、前項の施設であることを示すため、甲の施設に甲の承諾を得て標識等を設置する ことができる。
- 3 前項の標識等の管理は、乙が行う。

(管理責任)

- 第2条 乙は、災害時において甲の施設を指定避難所として利用するときは、当該指定避難 所における管理責任を負う。
- 2 乙は、前項の規定による管理を行うときは、甲に支援を要請することができる。
- 3 甲は、前項の規定による要請を受けたときは、業務に支障が生じない範囲で支援を行う ものとする。

(利用開始の決定)

- 第3条 甲の施設を指定避難所又は避難場所として利用開始することに係る決定は、「塩竈 市避難所運営マニュアル」に基づき乙が行う。ただし、緊急を要すると認められるとき は、甲の決定によることができる。
- 2 甲は、避難者の安全が確保できない等の理由がある場合を除き、前項本文の決定を拒む ことができない。
- 3 甲及び乙は、第1項の決定をしたときは、その旨を遅滞なく相手方に報告するものとする。

(派遣職員等)

- 第4条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用開始するときに派遣する職員(以下この条において「派遣職員」という。)をあらかじめ定めるものとし、前条第1項の決定をしたときは、派遣職員を速やかに甲に派遣するものとする。ただし、甲の施設を避難場所として利用するときは、派遣職員を派遣しない。
- 2 甲は、甲の施設を指定避難所として利用するときに乙を支援し、又は甲の施設を避難場 所として利用するときに避難者の安全を確保する職員(次項において「支援等職員」とい

- う。)をあらかじめ定めるものとする。
- 3 乙は、派遣職員に変更が生じたときは、その旨を甲に報告するものとする。

(避難所運営組織)

- 第5条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用開始したときは、当該指定避難所を運営するため、避難所運営組織を設置する。
- 2 前項の避難所運営組織は、避難者等により構成する。

(訓練等の実施)

- 第6条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用することを想定した訓練や関係者による会議(以下この条において「訓練等」という。)を年1回以上実施するものとする。
- 2 乙は、訓練等の実施に係る地域住民への周知その他必要な事務を行うものとし、甲はこれに協力するものとする。
- 3 乙は、訓練等の実施をとおし、甲の施設を指定避難所又は避難場所として利用したときに避難者等が自主的に当該指定避難所又は避難場所を運営できるよう努めるものとし、甲はこれに協力するものとする。

(食料等の備蓄)

- 第7条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用するために必要な食料、資機材、生活用品 (第3項において「食料等」という。)を調達し、甲の施設等に備蓄する。
- 2 甲は、前項の規定による備蓄のため、その施設の使用について業務に支障が生じない範囲で許可を行うものとする。
- 3 第1項の規定により備蓄した食料等は、災害時に甲乙それぞれ利用できるものとする。

(利用期間)

第8条 甲の施設を指定避難所として利用できる期間(以下「利用期間」という。)は、第3条第1項の規定による決定があった日から3日とする。ただし、災害の程度を勘案し必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、利用期間を延長し、又は短縮することができょ

(原状の回復)

- 第9条 乙は、利用期間が終了したときは、甲の施設を原状に復するとともに甲の確認を受けるものとする。
- 2 乙は、利用期間中に乙の責に帰すべき事由(避難者等の責に帰すべき事由を含む。)に より甲が管理する施設の設備等を滅失又はき損したときは、甲の定めるところにより、そ の一切の損害を賠償しなければならない。

(協定の効力等)

- 第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
- 2 前項の通知は、協定を終了しようとする日の3月前までに行うものとする。

3 平成16年9月24日締結した「災害発生時等の一時避難場所に関する協定書」及び 「覚書」は、解除する。

(その他)

第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協 議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月19日 ·

甲 塩竈市貞山通三丁目4番1号 塩釜港湾合同庁舎管理者

第二管区海上保安本部

本部長

岩並参-

乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長 人工 港

图. 层层

地震編資料 7 - 7 災害時における施設利用に関する協定書 塩竈市長と志波彦神社鹽竈神社(一森山道場)

災害時における施設利用に関する協定書

志波彦神社鹽竈神社(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)は、災害 (災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。以下同 じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において甲の 施設を指定避難所又は避難場所(塩竈市地域防災計画に定める指定避難所又は避難場所をい う。以下同じ。)として乙が利用することについて、次のとおり協定を締結する。

(利用できる施設等)

第1条 乙が指定避難所又は避難場所として利用できる甲の施設、利用できる時間及び施設 使用料は、次のとおりとする。

Destruction of the control of the co			
	利用できる施設	(指定避難所))一森山道場
		(避難場所)	境内
	利用できる時間	終日	
	施設使用料	無償(ただし、	、利用に伴う光熱水費は、甲が算定し乙が負担する。)

- 2 乙は、前項の施設であることを示すため、甲の施設に甲の承諾を得て標識等を設置することができる。
- 3 前項の標識等の管理は、乙が行う。

(管理責任)

- 第2条 乙は、災害時において甲の施設を指定避難所として利用するときは、当該指定避難 所を適切に管理する責任を負う。
- 2 乙は、前項の規定による管理を行うときは、甲に支援を要請することができる。
- 3 甲は、前項の規定による要請を受けたときは、業務に支障が生じない範囲で支援を行う ものとする。

(利用開始の決定)

- 第3条 甲の施設を指定避難所として利用開始することに係る決定は、乙が行う。ただし、 緊急を要すると認められるときは、甲の決定によることができる。
 - 2 甲は、避難者の安全が確保できない等の理由がある場合を除き、前項本文の決定を拒むことができない。
 - 3 甲及び乙は、第1項の決定をしたときは、その旨を遅滞なく相手方に報告するものとする。

(派遣職員等)

- 第4条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用開始するときに派遣する職員(以下この条において「派遣職員」という。)をあらかじめ定めるものとし、前条第1項の決定をしたときは、派遣職員を速やかに甲に派遣するものとする。ただし、甲の施設を避難場所として利用するときは、派遣職員を派遣しない。
- 2 乙は、派遣職員に変更が生じたときは、その旨を甲に報告するものとする。

(避難所運営組織)

- 第5条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用開始したときは、当該指定避難所を運営するため、避難所運営組織を設置する。
- 2 前項の避難所運営組織は、避難者等により構成する。

(訓練等の実施)・

- 第6条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用することを想定した訓練や関係者による会議(以下この条において「訓練等」という。)を年1回以上実施するものとする。
- 2 乙は、訓練等の実施に係る地域住民への周知その他必要な事務を行うものとし、甲はこれに協力するものとする。
- 3 乙は、訓練等の実施をとおし、甲の施設を指定避難所又は避難場所として利用したときに避難者等が自主的に当該指定避難所又は避難場所を運営できるよう努めるものとし、甲はこれに協力するものとする。

(食料等の備蓄)

- 第7条 乙は、甲の施設を指定避難所として利用するために必要な食料、資機材、生活用品 (第3項において「食料等」という。)を調達し、甲の敷地内に備蓄する。
- 2 甲は、前項の規定による備蓄のため、その敷地の使用について業務に支障が生じない範囲で許可を行うものとする。
- 3 第1項の規定により備蓄した食料等は、災害時に甲乙それぞれ利用できるものとする。

(利用期間)

第8条 甲の施設を指定避難所として利用できる期間(以下「利用期間」という。) は、第3条第1項の規定による決定があった日から3日とする。ただし、災害の程度を勘案し必要があると認めるときは、甲乙協議のうえ、利用期間を延長し、又は短縮することができる。

(原状の回復)

- 第9条 乙は、利用期間が終了したときは、甲の施設を原状に復するとともに甲の確認を受けるものとする。
- 2 乙は、利用期間中に乙の責に帰すべき事由(避難者等の責に帰すべき事由を含む。)に より甲が管理する施設の設備等を滅失又はき損したときは、甲の定めるところにより、そ の一切の損害を賠償しなければならない。

(協定の効力等)

- 第10条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。
- 2 前項の通知は、協定を終了しようとする日の3か月前までに行うものとする。 (その他)
- 第11条 この協定書に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協 議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保 有するものとする。

平成26年5月19日

甲 塩竈市一森山1番1号 志波彦神社鹽竈神社

宮司

建

五夫



乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長 人工 法



地震編資料7-8 災害発生時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協 定

7-8.1 社会福祉法人あしたば福祉会 (障がい者)





災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用

に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要援護者が非難を余識なくされた者に、塩竈市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人あしたば福祉会(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「要接護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は 該当すると認められるもので、災害時に何らかの援護を求める者をいう。
 - (1) 在宅のねたきり高齢者
- (2)日常生活で常時特別な介護を必要とする重度の障がい者
 - (3) 上記に準ずる者

(施設の使用の要請及び受諾)

- 第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害教助法(昭和 22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。以下「避難所」という。)では対 応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できる ものとする。
 - 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

- 第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 知的障害者更生施設(通所) あすなる
- 2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判断により、 代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話 等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場 合は、この限りではない。
 - (1) 要摄護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとす



第1編 地震災害対策編資料

(物資の調達及び介護支援者の確保)

- 第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物質の調達に努めるものする。
 - 2 甲は、乙が要接護者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支 者の確保に努めるものとする。

(費用等)

第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて 払いをするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
- (2) 要援護者等に要する食費
- (3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
- 2 費用項目についての単価等は別表のとおりとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あら じめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

- 第 10 条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又 その家族等の固有の情報を漏らしてはならない。
 - 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなけばならない。

(有効期限)

第 11 条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても 動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

● 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を 持する。

平成23年 3月 1日

- (甲) 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長 佐 藤
- (乙)塩竈市今宮町10番20号 社会福祉法人あしたば福祉 理事長 大 沼 権







災害時における 2 次避難所(福祉避難所)施設利用 に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要接護者が非難を余議なくされた者に、塩竈市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人嶋福祉会(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は 該当すると認められるもので、災害時に何らかの援護を求める者をいう。
 - (1) 在宅のねたきり高齢者
 - (2) 日常生活で常時特別な介護を必要とする重度の障がい者
 - (3) 上記に準ずる者

(施設の使用の要請及び受諾)

- 第3条 甲は、居宅が居住困難となった要接護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和 22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。以下「避難所」という。)では対 応が困難な要接護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できる ものとする。
 - 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

- 第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 塩竈市地域活動支援センター「藻塩の里」、障害者自立支援施設「さくら学園」
 - 2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判断により、 代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手縱等)

- 第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

11-31

理 第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要接護者の自施設への移送を行うよう努めるものとす 要 方 る。

7-8.2 社会福祉法人嶋福祉会 (障がい者)





災害時における 2 次避難所 (福祉避難所) 施設利用

に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により要接護者が非難 を余議なくされた者に、塩竈市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人嶋福祉会(以下「乙」とい う。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を 定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は 該当すると認められるもので、災害時に何らかの援護を求める者をいう。
 - (1) 在宅のねたきり高齢者
 - (2) 日常生活で常時特別な介護を必要とする重度の障がい者
 - (3) 上記に準ずる者

(施設の使用の要請及び受諾)

- 第3条 甲は、居宅が居住困難となった要接護者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和 22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。以下「避難所」という。)では対 応が困難な要接護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できる ものとする。
 - 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

- 第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 塩竈市地域活動支援センター「藁塩の里」、障害者自立支援施設「さくら学園」
 - 2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判断により、 代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間

(避難者の移送)

19-14

理学第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとす。 である。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

- 第7条 甲は、要接護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるもの する。
 - 2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティア等の介護支 者の確保に努めるものとする。

(費用等)

- 第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて 払いをするものとする。
 - (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要援護者等に要する食費
 - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
 - 2 費用項目についての単価等は別表のとおりとする。

(受け入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あら じめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

- 第10条 甲及び乙並びに介助員等は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要接護者等又 その家族等の固有の情報を漏らしてはならない。
 - 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特配事項」を遵守しなけばならない。

(有効期限)

第11条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度においても 動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議して める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を 持する。

平成23年 3月 1日

(甲) 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長 佐 藤

(乙)塩竈市杉の入4丁目103-2 社会福祉法人 暢福祉会 理事長 石 田 真



7-8.3 社会福祉法人千賀の浦福祉会(高齢者)



災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用 に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により 要援護者が避難を余儀なくされた場合に、塩竈市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人 千賀の浦福祉会(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、原則として災害発生時に指定避難所では 避難生活が困難な在宅の高齢者、障害者等であって、災害時に何らかの援護を求める 者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

- 第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害 救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)で は対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に 協力を要請できるものとする。
- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

- 第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。
- (1) 特別養護老人ホーム 清楽苑
- (2) 塩竈市清水沢デイサービスセンター
- 2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判 断により、代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要接護者の自施設への移送を行うよう努 めるものとする。

7-8.4 社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会(高齢者)



災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用 に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により 要援護者が避難を余儀なくされた場合に、塩竈市(以下「甲」という。)が、社会福祉法人 塩釜市社会福祉協議会(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会 福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、原則として災害発生時に指定避難所では 避難生活が困難な在宅の高齢者、障害者等であって、災害時に何らかの援護を求める 者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

- 第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所(災害 救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)で は対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に 協力を要請できるものとする。
- 2 乙は、甲からの要請をできる服り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 小規模多機能型居宅介護 松ぼっくり
- 2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判断により、代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努 めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

- 第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達 に努めるものとする。
- 2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の 介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度 においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲 乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 その1通を所持する。

平成23年3月1日

(甲) 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長 佐 藤



(乙) 塩酯市北浜4丁目6番52号 (森) 董樂河
大塩釜市社会福祉協議会表 会長 佐 藤 徳 雄二

地震編資料 7 - 9 災害時における 2 次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定 市長と社会福祉法人大和福壽会(高齢者)



災害時における 2 次避難所(福祉避難所)施設利用 に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)により 要援護者が避難を余儀なくされた場合に、塩竈市(以下「甲」という。)が、社会福 祉法人 大和福壽会(以下「乙」という。)に対し、避難施設として社会福祉施設等 の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、原則として災害発生時に指定避難所では 避難生活が困難な在宅の高齢者、障害者等であって、災害時に何らかの援護を求める 者をいう。

(施設の使用の要請及び受諾)

- 第3条 甲は、居宅が居住困難となった要接護者及びあらかじめ指定する避難所(災害 救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。)で は対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に 協力を要請できるものとする。
- 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(避難施設)

- 第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。
- (1)介護老人保健施設ももせ塩竈
- (2) 認知症グループホーム ももせやすらぎの里(認知症対応型共同生活介護)
- (3) 老人短期入所施設しおり (短期入所生活介護)
- 2 上記避難所が、災害等により甚大な被害を蒙り、施設の利用が困難な場合、甲の判 断により、代替えの避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。 ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
 - (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

- 第7条 甲は、要接護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達 に努めるものとする。
- 2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の 介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要接護者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は、翌年度 においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲 乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 その1通を所持する。

平成24年 9月3日

(甲) 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長 佐 藤



施設名称の変更届出書

平成25年5月22日

塩竈市長 殿

所在地

所在地 塩竈市字伊保石 20 番地 1

事業者 名 称

社会福祉法人大和福壽会 ⑩

代表者氏名 理事長 曽 根

宏

次のとおり、災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定書の施設 名称を変更しましたので届け出ます。

<変更前>	<変更後>
事業所・施設の名称	事業所・施設の名称
介護老人保健施設	介護老人保健施設
ももせ塩竈	やまと塩竈
認知症グループホーム	認知症グループホーム
ももせやすらぎの里	やすらぎの里
施設名称の変更年月日	平成25年4月1日

*添付資料

施設の名称変更に関する公的書類の写し(コピー可) 1部



地震編資料7-10 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定 塩竈市長と宮城県教育委員会

災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書

塩竈市(以下「甲」という。)と宮城県教育委員会(以下「乙」という。)は、宮城県内 に発生した地震その他の災害時における、塩竈市地域防災計画に基づく避難所としての県 立学校の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が県立学校を避難所として利用する上での基本的 事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる県立学校)

第2条 甲が避難所として利用できる県立学校は別表のとおりとする。

2 甲が別表に掲げるもののほか、県立学校を新たに避難所として利用する場合は、本協 定の再締結を行うものとする。

(県立学校との覚書の締結)

- 第3条 甲は,県立学校を避難所として利用することについて前条に規定する県立学校と, 次に掲げる事項についての覚書を締結するものとする。
 - (1) 利用できる施設の範囲に係る事項
 - (2) 収容できる避難住民等の数の目安に係る事項
 - (3) 甲において行う避難所設置運営に関するマニュアル(以下「避難所運営マニュア ル」という。)の整備に係る事項
 - (4) 甲が実施する避難所開設の訓練等に係る事項
 - (5) 緊急対応に関しての意志決定の方法に関する事項
 - (6) その他必要な事項

(避難所の設置運営等)

- 第4条 災害時の避難所の設置運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 災害時の避難所の設置運営について、第2条に規定する県立学校の校長(以下「校長」 という。) は甲の要請を受け、授業及び業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、避 難所運営マニュアルにおいて、教職員の具体的な支援内容について示すものとする。
- 3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともに避難所運営マニュアルを整備すること や避難所開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避 難所の管理運営を担い得るよう, 努めるものとする。
- 4 甲は、避難所の管理運営に必要な日常生活用品、食料、医薬品等の物資の備蓄及び調 達(以下「物資の備蓄等」という。)に努めるものとし、校長は物資の備蓄等に必要な施 設の使用について授業及び業務を妨げない範囲で許可するものとする。
- 5 甲が行った物資の備蓄等(地域の自主防災組織が準備するものを含む。)及び校長が帰 宅困難生徒等用に備蓄する物資については、災害時等において、関係法令等に反しない 範囲で相互に利用できるものとする。



(開設期間等)

- 第5条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の 状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲内で期間を延長でき るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、校長が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、県立学校の避難所としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(避難所の終了)

- 第6条 甲は、県立学校の避難所としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認 を受けるものとする。
- 2 甲の責任に帰すべき事由により施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。また、避難した住民等が施設又は校長が管理する設備器具等を滅失又はき損したときも、甲が、その損害を賠償するものとする。

(使用許可等)

第7条 本協定に基づき,甲が第2条に規定する県立学校を避難所として使用する場合,校長は,教育財産管理規則(昭和55年宮城県教育委員会規則第7号)第7条の12第1号の規定により目的外使用の許可を行うものとし,使用料は同規則第11条第2項第1号の規定により無償とする。

なお、許可申請は災害時であることを考慮し、文書によらず行うことができる。この 場合において、甲は、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料,水道料,ガス使用料,燃料費その他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成25年/2月4日から平成26年3月31日までとする。 ただし、期間満了の3か月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間 延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を 保有する。 平成25年 /2月 4 日

甲 塩竈市長

佐藤



乙 宮城県教育委員会教育長

髙橋



(別表:第2条関連)

甲が避難所として利用できる県立学校は下記のとおりとする。

学校名	住所
宮城県塩釜高等学校	塩竈市泉ヶ岡7番1号



地震編資料 7-11 災害時における宮城県塩釜高等学校校舎等の避難所利用等について の覚書

塩竈市長と塩釜高等学校

災害時における宮城県塩釜高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書

塩竈市(以下「甲」という。)と宮城県塩釜高等学校(以下「乙」という。)とは、甲と宮城県教育委員会が締結した災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書(以下「協定書」という。)第3条に基づき、乙の校舎等を甲の地域防災計画に定める指定避難所(以下「避難所」という。)として利用すること、及び乙の校舎等を甲の地域防災計画に定める避難場所(以下「避難場所」という。)として利用することについて、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、協定書に定める事項のほか、災害時において甲が乙の校舎等の一部を 避難所及び避難場所として利用する上で必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所等の利用の開始等)

- 第2条 避難所としての利用開始の判断は甲が行い、乙は校舎等施設の被害が甚大であり、 避難者の安全が確保できない等重大な理由が無い場合は、これを拒むことはできないも のとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙から甲に連絡する暇がない等の場合においては、乙の判断に基づき避難所及び避難場所として利用を開始することができるものとする。
- 4 甲は、具体的な避難所開設の手順等を第7条に規定する避難所設置運営に関するマニュアル(以下「避難所運営マニュアル」という。)において定めるものとする。

(職員の派遣等)

- (職員の派遣等 第3条 用け
 - 第3条 甲は、避難所としての利用にあたり、職員を速やかに乙に派遣するものとする。
 - 2 乙は、避難所としての利用を支援するための職員を予め定めるものとする。
 - 3 前2項に規定する職員の具体的な役割等については、避難所運営マニュアルにおいて 定めるものとする。

(避難所運営組織等)

- 第4条 甲は、避難所としての利用を開始した後、速やかに避難所運営組織等を設置し、避難所の運営にあたるものとする。
- 2 前項に規定する避難所運営組織等の構成員等は、甲が乙と協議の上、避難所運営マニュアルにおいて定めるものとする。
- 3 避難所運営組織等は、避難所の運営等に関して意思決定する場合は、必要に応じて乙と協議するものとする。









- 4 避難所運営組織等が設置されるまでの間等で、予め定められた事項以外に、避難所の開設及び運営に関して緊急に意思決定を行う必要が生じた場合は、甲、乙間において協議を
- 」行うことを原則とするが、協議を行う暇が無い等の場合は、甲において意思決定し、後に 当該決定事項を乙に報告するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、前項に定める場合で、甲の職員が派遣される前等においては、 乙において意思決定し、後に当該決定事項を甲に報告することができるものとする。

(避難所等として利用できる範囲)

- 第5条 乙の校舎等において、避難所として利用できる範囲は、別添図面の東キャンパス体育館1階及び2階とする。また、避難場所については、東キャンパス及び西キャンパスの校庭とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、地域に想定を上回る被害が発生した等の場合は、甲は、乙の 了解を得て前項に定める場所以外の場所についても避難所及び避難場所として利用する ことができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、乙が必要と認める場合は、第1項に定める場所以外の場所についても避難所及び避難場所として利用することができるものとする。
- /4 乙は、避難所として利用する体育館入口の鍵を2セット甲に貸出し、甲は適切に保管する。

(避難所等の収容人数)

第6条 指定避難所としての収容人員は、1、187人(東キャンパス)とし、避難場所としての収容人数は、概ね3、200人(東キャンパス)及び7、200人(西キャンパス)とする。

(避難所運営マニュアルの整備)

- 第7条 甲は、乙と協議の上、避難所の設置運営方法等について必要な事項を定めた避難所 運営マニュアルを整備するものとする。
- 2 甲は、避難所運営マニュアルについて、第8条に規定する訓練等において不備が判明した等の場合は、乙に協議の上適宜見直しを行うものとする。

(避難所の開設等の訓練)

- 第8条 甲は、乙の校舎を利用して行う避難所の開設訓練(地域住民等が主催するものを含む)や関係者の連絡会議等を年1回以上実施するものとする。
- 2 前項の準備に係る地域住民への広報等必要な事務については、甲において行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

(住民への周知)

第9条 甲は、避難所に避難する見込みの住民に対して、避難所運営マニュアルの内容、避難所としての施設の使用上の留意点、避難者の役割等について、訓練、広報等、適切な方法により十分周知するものとする。

(備蓄品)

- 第10条 甲は、乙の許可を得て、乙の施設又は乙の敷地内に設置した甲の所有する施設に、 避難所等の運営に必要な備蓄品等を保管することができるものとする。
- 2 前2項の備蓄品の種類及び数量は甲が別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この覚書に定められた事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年 6 月 2 日

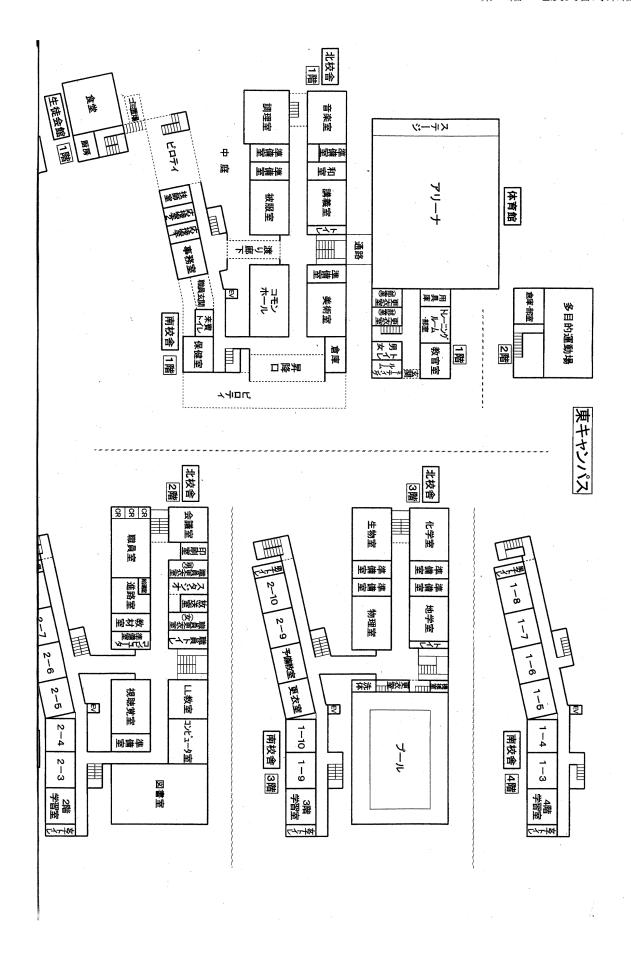
車 塩 竈 市 長

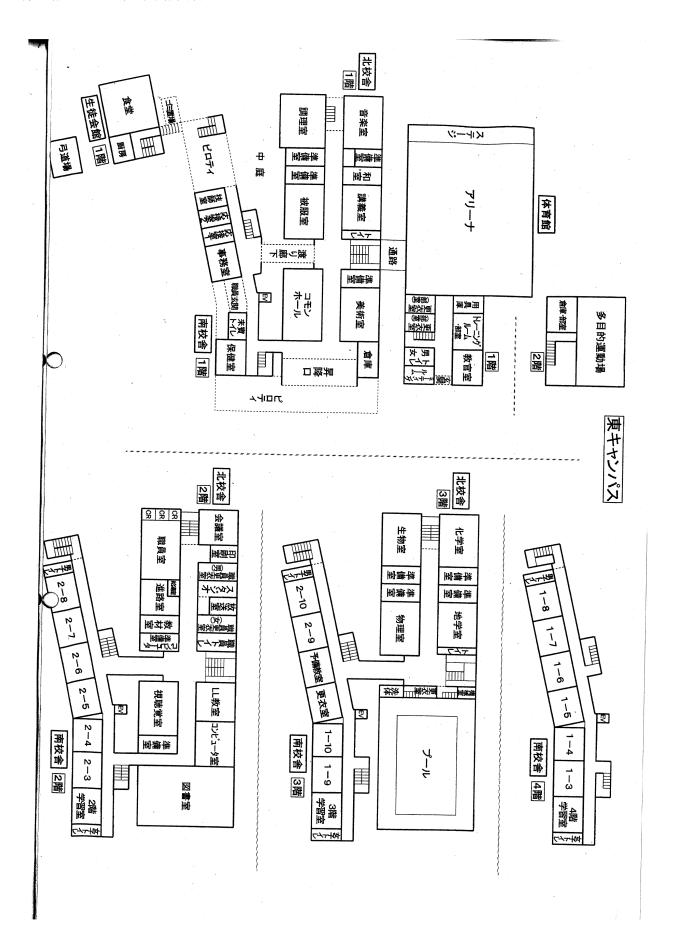


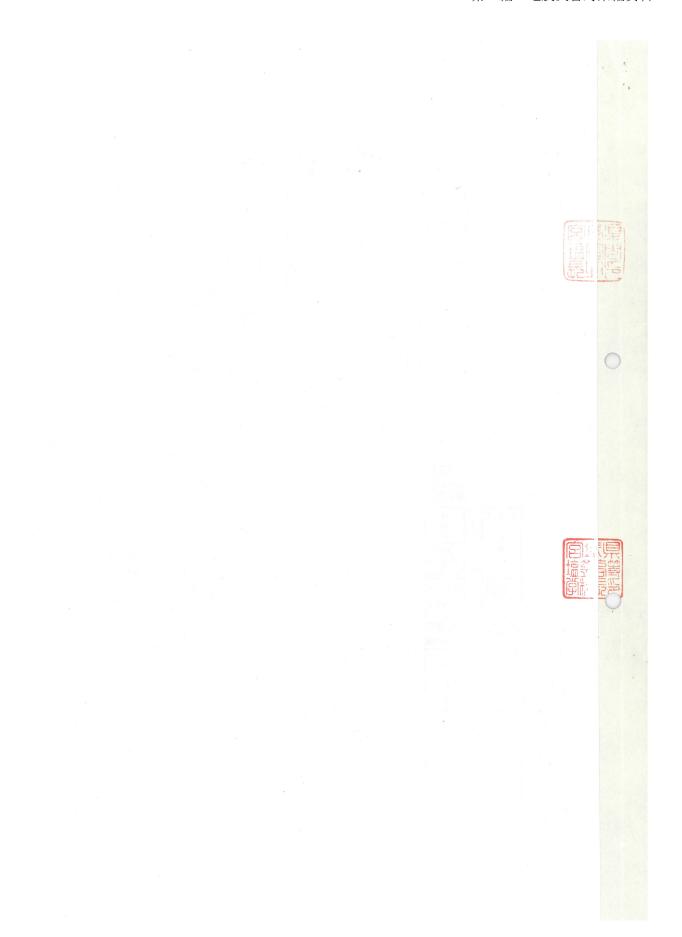
佐 藤

乙 宮城県塩釜高等学校長 藤 倉 眞









地震編資料 7-12 災害時における 2 次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定 7-12.1 社会福祉法人萩の里(高齢者)



災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定書

上塩竈市(以下「甲」という。)と社会福祉法人萩の里(以下「乙」という。)は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、 必要な事項を定めるものとする。 (定義)

- 第2条 この協定において「要配慮者」とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム 又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない高齢者又は障がい者等であって、 市の指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項 第1号の収容施設をいう。)での生活において特別な配慮を要するものをいう。 (施設の使用の要請及び受諾)
- 第3条 甲は、要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。なお、必要に応じ要配慮者1名に介助者1名が同行することもあるものとする。
 - 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。 (福祉避難所)
- 第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) 高齢者福祉複合施設月見ヶ丘
- 2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - (1) 要配慮者及び介助者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 福祉避難所として施設を使用する期間

(要配慮者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼があった場合、避難が必要な要配慮者の福祉避難所への移送を行うよう努めるものとする。



(物資の調達及び介護支援者の確保)

- 第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の 調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応 するものとする。
- 2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティ ア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

- 第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用等であって、次に掲 げるものについて支払うものとする。
 - (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要配慮者等に要する食費
 - (3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
 - (4) 甲の依頼があった場合の要配慮者の移送費
 - (5) その他、上記以外で甲乙協議して必要と認める費用
- 2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏ら してはならない。
- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲 乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。 (疑義の解決)
- 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、 甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、 各自その1通を所持する。

平成 31年 3月 11日

(甲) 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長 佐 藤



(Z)

宮城県塩竈市月見ヶ丘6番10号 社会福祉法人 萩 の 里 程本末 阿 杯 亿 美

第1編 地震災害対策編資料

別表 (第8条関係)

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

費用項目	単価等
(1) 介助員等に要する人件費	(ア)日勤(時間給)
(夜勤等に要する費用を含む)	介助員の人件費は、直近の賃金構造基本統計調査 の宮城県の福祉施設介護員の男女の平均を単価額 とする。
2	(イ)夜勤
	①時間外勤務 (時間給)
	介助員の日勤の単価に 125/100 を乗じた単価 とする。
	②深夜勤務(時間給)…22:00~翌 5:00
	介助員の日勤の単価に 150/100 を乗じた単価 とする。
(2) 要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。
(3)オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用	なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。
(4) 要配慮者の移送費	M. for 1.1 for the second
(主) 女品燃化 () 传达其	単価は短期入所サービスの送迎加算 (片道) に準ずるものとする
(5) その他	甲乙協議して単価等を定める。

別記 個人情報取扱特記事項(案)

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。 (秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。

第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (従事者への周知等)

第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (再委託の禁止)
- 第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により 承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。 (複写及び複製の禁止)
- 第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (目的外利用及び提供の禁止)
- 第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 (実地調査等)
- 第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、 実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。 (資料の返還等)
- 第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは 作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の 承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。 (事故発生時における報告)
- 第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



地震編資料 7-12 災害時における 2 次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定 7-12.2 医療福祉法人菅野愛生会(障がい者)



災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定書

塩竈市(以下「甲」という。)と医療法人菅野愛生会(以下「乙」という。)は、 大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要 一配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結す る。

(趣旨)

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「要配慮者」とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム 又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない高齢者又は障がい者等であって、 市の指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項 第1号の収容施設をいう。)での生活において特別な配慮を要するものをいう。 (施設の使用の要請及び受諾)
- 第3条 甲は、要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。なお、必要に応じ要配慮者1名に介助者1名が同行することもあるものとする。
 - 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。 (福祉避難所)
- 第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1)介護老人保健施設グリーンヒルズ
- 2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - (1) 要配慮者及び介助者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 福祉避難所として施設を使用する期間

(要配慮者の移送)

第6条 乙は、甲の依頼があった場合、避難が必要な要配慮者の福祉避難所への移 送を行うよう努めるものとする。 (物資の調達及び介護支援者の確保)

- 第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の 調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応 するものとする。
- 2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティ ア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

- 第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用等であって、次に掲 げるものについて支払うものとする。
 - (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要配慮者等に要する食費
 - (3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
 - (4) 甲の依頼があった場合の要配慮者の移送費
 - (5) その他、上記以外で甲乙協議して必要と認める費用
- 2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏ら してはならない。
- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」 を遵守しなければならない。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲 乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。 (疑義の解決)
- 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、 甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、 各自その1通を所持する。

平成 31年 3月 11日

- (甲) 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長 佐藤
- (乙) 塩釜市西玉川町1番16号 医療法人 菅野 愛 生 会 理事長 菅 野 喜 與



別表(第8条関係)

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

では、これに対した真角の手間等	
費用項目	単価等
(1)介助員等に要する人件費	(ア)日勤(時間給)
(夜勤等に要する費用を含む)	介助員の人件費は、直近の賃金構造基本統計調査
	の宮城県の福祉施設介護員の男女の平均を単価額
	とする。
	(イ)夜勤
	①時間外勤務 (時間給)
	介助員の日勤の単価に 125/100 を乗じた単価
	とする。
	②深夜勤務(時間給)…22:00~翌 5:00
	介助員の日勤の単価に 150/100 を乗じた単価
	とする。
(2) 要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。
(3)オムツ代等の乙が直接支払い	なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。
を行ったものに要した費用	
(4) 要配慮者の移送費	単価は短期入所サービスの送迎加算(片道)に準ずる
	ものとする
(5) 704	
(5) その他	甲乙協議して単価等を定める。

別記 個人情報取扱特記事項 (案)

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。 (秘密の保持)

- 第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。 (適正な管理)
- 第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (従事者への周知等)
- 第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (再委託の禁止)
- 第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により 承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。 (複写及び複製の禁止)
- 第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (目的外利用及び提供の禁止)
- 第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定 の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 (実地調査等)
- 第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、 実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。 (資料の返還等)
- 第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは 作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の 承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。 (事故発生時における報告)
- 第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。
- (契約の解除及び損害賠償) 第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

地震編資料 7-12 災害時における 2 次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定 7-12.3 株式会社リツワ(高齢者)



災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定書

「塩竈市(以下「甲」という。)と株式会社リツワ(以下「乙」という。)は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「要配慮者」とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム 又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない高齢者又は障がい者等であって、 市の指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項 第1号の収容施設をいう。)での生活において特別な配慮を要するものをいう。 (施設の使用の要請及び受諾)
- 第3条 甲は、要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。なお、必要に応じ要配慮者1名に介助者1名が同行することもあるものとする。
 - 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。 (福祉避難所)
- 第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - (1) 要配慮者及び介助者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 福祉避難所として施設を使用する期間

(要配慮者の移送)



- 第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の 調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応 するものとする。
- 2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティ ア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

- 第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用等であって、次に掲 げるものについて支払うものとする。
 - (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要配慮者等に要する食費
 - (3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
 - (4) 甲の依頼があった場合の要配慮者の移送費
 - (5) その他、上記以外で甲乙協議して必要と認める費用
- 2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏ら してはならない。
- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲 乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。 (疑義の解決)
- 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、 甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、 各自その1通を所持する。

平成 31年 3月 11日

(甲) 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長 佐 藤 宮崎県

(乙) 宮城県栗原市栗駒岩ケ崎桐木 代表取締役 佐 々 木

別表 (第8条関係)

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

- 0 間にないいう日本足古に女した	
費用項目	単価等
(1)介助員等に要する人件費	(ア)日勤(時間給)
(夜勤等に要する費用を含む)	介助員の人件費は、直近の賃金構造基本統計調査
	の宮城県の福祉施設介護員の男女の平均を単価額
	とする。
	(イ)夜勤
	①時間外勤務 (時間給)
	介助員の日勤の単価に 125/100 を乗じた単価
	とする。
	②深夜勤務(時間給)…22:00~翌 5:00
	介助員の日勤の単価に 150/100 を乗じた単価
/ o \	とする。
(2)要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。
(3)オムツ代等の乙が直接支払い	なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。
を行ったものに要した費用	
(4)要配慮者の移送費	単価は短期入所サービスの送迎加算(片道)に準ずる
	ものとする
(-)	
(5) その他	甲乙協議して単価等を定める。

別記 個人情報取扱特記事項(案) (基本的事項)

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。 (秘密の保持)

- 第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。 (適正な管理)
- 第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (従事者への周知等)
- 第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (再委託の禁止)
- 第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により 承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。 (複写及び複製の禁止)
- 第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (目的外利用及び提供の禁止)
- 第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定 の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 (実地調査等)
- 第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、 実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。 (資料の返還等)
- 第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは 作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の 承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。 (事故発生時における報告)
- 第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。 (契約の解除及び損害賠償)
- 第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



地震編資料 7-15 災害時における 2 次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定 7-12.4 有限会社ライフサポート(高齢者)





災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定書

□塩電市(以下「甲」という。)と有限会社ライフサポート(以下「乙」という。)は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、 必要な事項を定めるものとする。

定義)

- 第2条 この協定において「要配慮者」とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム 又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない高齢者又は障がい者等であって、 市の指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項 第1号の収容施設をいう。)での生活において特別な配慮を要するものをいう。 (施設の使用の要請及び受諾)
- 第3条 甲は、要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用 することについて、乙に協力を要請できるものとする。なお、必要に応じ要配慮 者1名に介助者1名が同行することもあるものとする。
 - 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。 (福祉避難所)
- 第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) グループホームオリーブ
- 2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - (1) 要配慮者及び介助者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 福祉避難所として施設を使用する期間

(要配慮者の移送)



- 第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の 調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応 するものとする。
- 2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティ ア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

- 第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用等であって、次に掲 げるものについて支払うものとする。
 - (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要配慮者等に要する食費
 - (3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
 - (4) 甲の依頼があった場合の要配慮者の移送費
 - (5) その他、上記以外で甲乙協議して必要と認める費用
- 2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏ら してはならない。
- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲 乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。 (疑義の解決)
- 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、 甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、 各自その1通を所持する。

平成 31年 3月 11日

(甲)塩竈市旭町1番1号塩竈市長 佐 藤



(乙) 185-0071 宮城県塩釜市 が陽台3-25-20 有限会社ライフサポート

山田園

別表(第8条関係)

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

○田位 無別の自座連路に安し/	で賃用の単個等
費用項目	単価等
(1) 介助員等に要する人件費	(ア)日勤(時間給)
(夜勤等に要する費用を含む)	介助員の人件費は、直近の賃金構造基本統計調査
	の宮城県の福祉施設介護員の男女の平均を単価額
	とする。
	(イ) 夜勤
	①時間外勤務 (時間給)
	介助員の日勤の単価に 125/100 を乗じた単価
	とする。
	②深夜勤務(時間給)…22:00~翌 5:00
	介助員の日勤の単価に 150/100 を乗じた単価
	とする。
(2) 要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。
(3)オムツ代等の乙が直接支払い	なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。
を行ったものに要した費用	
(4) 要配慮者の移送費	単価は短期入所サービスの送迎加算(片道)に準ずる
(I) SHOWER OF EX	ものとする
(5) その他	甲乙協議して単価等を定める。

別記 個人情報取扱特記事項(案)

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。 (商正な管理)
- 第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (従事者への周知等)
- 第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (再委託の禁止)
- 第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定 の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、 実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。 (資料の返還等)
- 第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは 作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の 承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。 (事故発生時における報告)
- 第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



地震編資料 7-13 災害時における 2 次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定 7-12.5 株式会社サンテック(高齢者)



災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定書

「塩竈市(以下「甲」という。)と株式会社サンテック(以下「乙」という。)は、大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定において「要配慮者」とは、身体等の状況が特別養護老人ホーム 又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない高齢者又は障がい者等であって、 市の指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項 第1号の収容施設をいう。)での生活において特別な配慮を要するものをいう。 (施設の使用の要請及び受諾)
- 第3条 甲は、要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。なお、必要に応じ要配慮者1名に介助者1名が同行することもあるものとする。
 - 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(福祉避難所)

- 第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。
 - (1) グループホーム小松崎あさひ園
 - (2) グループホーム清水沢あさひ園
 - (3) グループホーム杉の入あさひ園
- 2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する 場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で 行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - (1) 要配慮者及び介助者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 福祉避難所として施設を使用する期間

回納網 쌾 藤 久 子

(要配慮者の移送)

- 第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の 調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応 するものとする。
- 2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティ ア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

- 第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用等であって、次に掲 げるものについて支払うものとする。
 - (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要配慮者等に要する食費
 - (3) オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
 - (4) 甲の依頼があった場合の要配慮者の移送費
 - (5) その他、上記以外で甲乙協議して必要と認める費用
- 2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、あらかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏ら してはならない。
- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、甲 乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。 (疑義の解決)
- 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、 甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成 31年 3月 11日

(甲) 塩竈市旭町1番1号塩竈市長 佐 藤

(乙) 宮城県塩釜市小松崎4番45号 株式会社 サンテック 代表取締役 佐藤 久子

別表 (第8条関係)

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

費用項目	単価等
(1) 介助員等に要する人件費	(ア)日勤 (時間給)
(夜勤等に要する費用を含む)	介助員の人件費は、直近の賃金構造基本統計調査
	の宮城県の福祉施設介護員の男女の平均を単価額
	とする。
1	(イ) 夜勤
	①時間外勤務 (時間給)
	介助員の日勤の単価に 125/100 を乗じた単価
	とする。
	②深夜勤務 (時間給) …22:00~翌 5:00
	介助員の日勤の単価に 150/100 を乗じた単価
	とする。
(2)要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。
(3)オムツ代等の乙が直接支払い	なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。
を行ったものに要した費用	
(4)要配慮者の移送費	単価は短期入所サービスの送迎加算(片道)に準ずる
·	ものとする
(5) その他	甲乙協議して単価等を定める。

Kendada ayan da

別記 個人情報取扱特記事項 (案) (基本的事項)

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人 報を適正に取り扱わなければならない。 (秘密の保持)

第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。 (適正な管理)

第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (従事者への周知等)

第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (再委託の禁止)
- 第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により 承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。 (複写及び複製の禁止)
- 第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (目的外利用及び提供の禁止)
- 第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定 の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 (実地調査等)
- 第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、 実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。 (資料の返還等)
- 第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは 作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の 承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。 (事故発生時における報告)
- 第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。 (契約の解除及び損害賠償)
- 第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。



地震編資料 7-13 災害時における 2 次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定 塩竈市長と有限会社マミーホーム(高齢者)



災害時における2次避難所(福祉避難所)施設利用に関する協定書

□ 「「塩竈市(以下「甲」という。)と有限会社マミーホーム(以下「乙」という。)は、 □ 大規模な地震、風水害等の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における要 □ 「配慮者を受け入れるための福祉避難所の確保等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、要配慮者を福祉避難所に受け入れる場合の手続等について、 必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 受入れの対象となる者は、災害発生時に指定避難所では生活が困難な高齢 者及び障害者等であって、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した ものとする。

(施設の使用の要請及び受諾)

- 第3条 甲は、居宅が居住困難となった要配慮者及びあらかじめ指定する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。 以下「避難所」という。)では対応が困難な要配慮者のため、次条第1項に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。
 - 2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。 (福祉避難所)
- 第4条 福祉避難所として使用する施設は、次に掲げる施設とする。 グループホーム梅の宮マミー(塩竈市梅の宮16番11号)
- 2 第1項に規定する施設が、災害等により甚大な被害を蒙り、使用できない場合は、甲の判断により、代替の福祉避難所を設置し、職員の配置を行うことができるものとする。

(手続等)

- 第5条 甲は、第3条第1項の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
 - (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
 - (2) 要配慮者の身元引受人の氏名、連絡先等
 - (3) 福祉避難所として施設を使用する期間

(要配慮者の移送)

- 第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の 調達を行うものとする。ただし、調達に緊急を要する場合は、甲乙協議して対応 するものとする。
- 2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護職員及びボランティ ア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(費用等)

- 第8条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払うものとする。
 - (1) 介助員等に要する人件費(夜勤、宿直等に要する費用を含む。)
 - (2) 要配慮者等に要する食費
 - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払いを行ったものに要した費用
- 2 費用項目についての単価等は、別表のとおりとする。

(福祉避難所設置計画等)

第9条 この協定の締結後、乙は、福祉避難所設置計画として施設の状況等を、 らかじめ甲へ報告するものとする。

(個人情報の保護)

- 第10条 甲及び乙並びに介助員等は、この協定に関して知り得た個人情報を漏してはならない。
- 2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(有効期間)

- 第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から会計年度の末日までとし、「 乙双方に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。 (疑義の解決)
- 第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、 甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、 各自その1通を所持する。

令和 3 年 6 月 28 日

(甲) 塩竈市旭町1番1号 塩竈市長 佐 藤 光



(乙) 宮城県宮城郡松島町松島字東浜4番地 有限会社マミーホーム 取締役 鶴 田

別表(第8条	♥関係)
--------	------

○福祉避難所の管理運営に要した費用の単価等

物質の	〇福祉避難所の管理運営に要した	上費用の単価等	
て対応	費用項目	単価等	
	(1)介助員等に要する人件費	(ア)日勤(時間給)	
	(夜勤等に要する費用を含む)	一般介助員の人件費は塩竈市の「会計年度任用職	哉
ンティ		員の給与の決定及び支給等に関する規則(令和2年	≝
		規則第 19 号)」の業務補助員の号給に準じるものと	
に掲げ		し、主任、リーダーの職責にある介助員(以下「主	
		任等」という。)の人件費は一般介助員の人件費は	-
		110/100 を乗じた単価とする。	
		(イ) 夜勤	
		①時間外勤務 (時間給)	
		一般介助員及び主任等それぞれ日勤の単価に	-
		125/100 を乗じた単価とする。	
		②深夜勤務(時間給)…22:00~翌 5:00	
		一般介助員及び主任等それぞれ日勤の単価に	-
		150/100 を乗じた単価とする。	
يد يد.	(2)要配慮者等に要する食費	実費弁償とする。	
を、あ	(3)その他オムツ代等の乙が直接	なお、裏付けとなる領収書等を添付するものとする。	
	支払いを行ったものに要した費		
	用		

すを漏ら

己事項」

とし、F とする。

ときは、

のうえ、

地

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。事務が終了し、又はこの協定を解除された後においても同様とする。 (適正な管理)
- 第3 乙は、この協定の事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (従事者への周知等)
- 第4 乙は、この協定により事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該協定による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他の個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。また、乙は、この協定による事務を処理するために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 (再条託の禁止)
- 第6 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により 承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。 (複写及び複製の禁止)
- 第7 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (目的外利用及び提供の禁止)
- 第8 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務の処理のために取扱う個人情報を当該協定の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 (実地調査等)
- 第9 甲は、乙がこの協定による事務を行うに当たり、実施状況を調査する必要があると認めるときは、 実地に調査し、乙に対して必要な書類の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。 (資料の返還等)
- 第10 乙は、この協定による事務の処理のために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは 作成した個人情報を記録した資料等は、事務完了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとし、甲の 承諾を得て行った複写又は複製物については、廃棄又は消去しなければならない。 (事故発生時における報告)
- 第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 事務が終了し、又は協定を解除された後においても同様とする。 (契約の解除及び損害賠償)
- 第12 甲は、乙が個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

地震編資料 7-14 原子力災害時における住民の広域避難に関する協定 塩竈市長と石巻市





原子力災害時における住民の広域避難に関する協定書



石巻市•塩竈市

原子力災害時における住民の広域避難に関する協定書

石巻市(以下「甲」という。)と塩竈市(以下「乙」という。)は、東北電力株式会社女川原子力発電所において原子力災害の発生又は発生するおそれがある場合(以下「原子力災害時」という。)における住民の広域一時滞在(以下「広域避難」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第86条の8の規定及び甲が定めた石巻市広域避難計画に基づき行う広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域避難の基本的事項)

- 第2条 原子力災害時に甲の住民の生命又は身体を災害から保護するため、甲が広域避難の 必要があると認めたときは、乙は正当な理由がある場合を除き、甲の住民を受入れるもの とする。
- 2 乙は、公共施設等のうち、あらかじめ選定した施設を甲の住民の避難所(以下「避難所」という。)として提供するものとする。
- 3 甲は、宮城県 (以下「県」という。) と連携し、広域避難が乙の自治体運営の負担とな らないよう広域受援体制を構築する等配慮しなければならない。

(広域避難の受入要請等)

- 第3条 広域避難の受入要請は、甲が乙に対し文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 2 原子力災害時に甲がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、県が甲に代わって乙に対し広域避難の受入要請を行うものとする。
- 3 乙は、甲と広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備 を開始するものとする。

(受入期間)

第4条 乙がこの協定に基づき甲の住民を受け入れる期間は、原則として、避難の必要がなくなるまで、又は避難所ごとに前条第3項の開始から1か月以内とする。ただし、原子力災害と合わせ、その他災害の状況、避難者数、避難所の施設の利用状況等を踏まえ、乙が1か月を超えて受け入れることとした場合は、この限りでない。

(広域避難時の受入人数)

- 第5条 甲の住民が広域避難する際の乙の受入人数は、1,103人を上限とする。
- 2 乙の受入人数に変更がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(必要物資等)

- 第6条 避難者の受入れ及び避難所の運営に必要な物資及び防災資機材等(以下「必要物資」という。) については、甲が県と協力し、その確保に努めるものとする。
- 2 前項の必要物資が不足する場合、甲は乙に対して必要物資の貸与又は提供を要請し、乙 は対応可能な範囲で協力するものとする。

(広域避難における役割分担)

- 第7条 広域避難における甲の活動内容は次の各号のとおりとする。
 - (1) 防護措置等の住民等への伝達及び避難手段の確保
 - (2) 避難対象地区から退域検査ポイント及び避難所受付ステーション並びに避難所への 誘導
 - (3) 避難者の自家用車駐車スペースの確保
 - (4) 避難所受付ステーションの運営
 - (5) 避難所の運営に係る必要物資の調達
 - (6) 避難所及び福祉避難所の運営
 - (7) 避難住民の健康管理
- 2 広域避難における乙の活動内容は次の各号のとおりとする。
 - (1) 避難所受付ステーションの運営支援
 - (2) 避難者の自家用車駐車スペースの確保支援
 - (3) 避難所受付ステーションから避難所への避難者の誘導支援
 - (4) 避難所の開錠及び施設管理
 - (5) 避難所の運営に係る必要物資の調達支援
 - (6) 避難所及び福祉避難所の運営に係る支援

(避難所の運営)

- 第8条 乙は、避難所運営の初期において、甲による避難所の運営が困難な場合には、甲の 体制が整うまでの間、避難者の受入れを行うなど避難所の運営を行うものとする。
- 2 甲は、学校を避難所として長期間にわたり使用する場合は、学校が教育活動の場である ことに配慮し、施設の利用期間、利用方法等について、乙を通じ、乙の教育委員会、宮城 県教育委員会及び私立高等学校長と調整を図るものとする。

(福祉避難所の開設)

第9条 甲は、避難所に受け入れた避難者のうち、一般の避難所では生活が困難な高齢者や 障害者等のために、県及び乙の協力のもと、福祉避難所を開設する。

(費用の負担)

第10条 広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、災害救助法(昭和2 2年法律第118号)、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号。以下 「原子力損害賠償法」という。)、国の費用負担等により、最終的に乙の負担とならないこ とを原則とする。 2 前項の費用のうち災害救助法及び原子力損害賠償法に定めがないものについては、原則として甲が負担する。

(平常時の活動)

- 第11条 甲及び乙は、広域避難が円滑に実施できるよう、平常時から次の各号に掲げる情報を共有するとともに、毎年県が実施している原子力防災訓練への参加に努めるものとする。
 - (1) 平常時及び原子力災害時の連絡担当部局名及び連絡先
 - (2) 乙に避難する行政区ごとの人口
 - (3) 広域避難をするための受入施設の状況(改廃等の計画を含む)

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲の危機対策課長及び乙の市民安全課長とする。

(補則)

- 第13条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書の内容に疑義が生じた場合は、その 都度甲乙が協議して定めるものとする。
- 2 この協定書の内容が適切に実施されるよう、毎年度1回は甲乙で協定書の内容を確認するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月1日

甲 宮城県石巻市

石巻市長 亀 山



乙 宮城県塩竈市

塩竈市長 佐藤

